

NPO法人

諸手続の

ガイドブック



島根県
2021年6月改訂版

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法……………特定非営利活動促進法

法規……………特定非営利活動促進法施行規則

NPO 法人…特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

措法……………租税特別措置法

措令……………租税特別措置法施行令

法人法………法人税法

法人令………法人税法施行令

組登令………組合等登記令

公選法………公職選挙法

※「法 2②一」とは、「特定非営利活動促進法 第 2 条 第 2 項 第 1 号」のこと
です。

目 次

【本 編】

第1章 特定非営利活動促進法の概要

1. 特定非営利活動促進法と法人の要件	1 P
2. NPO法人になると	13 P
3. 認定NPO法人	17 P

第2章 法人の設立

1. 設立の流れ	18 P
2. 申請等の書類	23 P

第3章 法人の運営

1. 事業報告書等の提出と貸借対照表の公告	25 P
2. 事業報告書等の備置きと閲覧	29 P
3. 役員の変更	30 P
4. 定款の変更	32 P
5. 会計	38 P

第4章 解散と合併

1. 法人の解散	48 P
2. 法人の合併	53 P

第5章 監督と罰則

1. 監督	57 P
2. 罰則	58 P

第6章 その他

1. 税制	60 P
2. 関係窓口	67 P

【作成例】

[1] ~ [30]	69P
------------	-----

【資 料】

特定非営利活動促進法	資 料 - 1 P
「NPO法の運用方針」について（内閣府国民生活局）	資 料 - 28 P
組合等登記令（抄）	資 料 - 35 P

第 1 章

特定非営利活動促進法の概要

【省略語について】

「法」は、「NPO法」のことです。

「法人」は、「NPO法人」のことです。

1. 特定非営利活動促進法と法人の要件

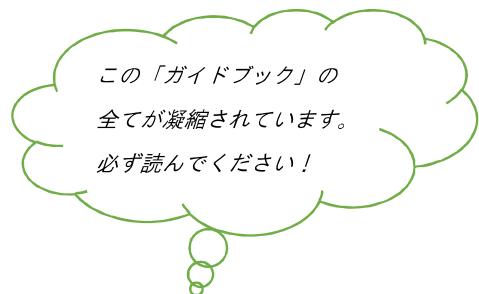
(1) 法律の経緯と目的

阪神・淡路大震災（平成7年（1995年）1月17日）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されました。

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする「市民」が行う「自由」な「社会貢献活動」としての「特定非営利活動」の健全な発展を促進し、もって「公益」の増進に寄与することを目的としています（法1）。

①「市民」とは？

△△市に住む人々というものではなく、一般個人や法人、任意団体、企業、自治体など広い対象が含まれます。



②「自由」とは？

次のアとイのことをいいます。

ア 自らの意思でその活動に参加し、又は参加しないことができ、これが不當に妨げられるものでないこと（参加者の自発的な意思の尊重と法人への自由参加の保証）。

イ 特定非営利活動を行う者が、所轄庁による法人の設立の認証、監督等の際に、最低限の規制しか受けず、また、その活動を行うに当たっては、最大限その自由意思を發揮されるべきものであること（私的自治の原則を優先）。

※法人の運営等については、事業報告書等の情報公開を通して市民がチェック、評価します。市民相互のチェックによる自浄作用が期待されています（個々の市民の責任を優先）。

③「社会貢献活動」とは?

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること（法2）＝公益に寄与すること。

④「公益」とは?

社会全体の利益（不特定かつ多数のものの利益（法2））

⑤「NPO」とは?

「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとったもので、営利を目的としない（利益を社員に分配しない）「非営利組織」のことを指しています。

⑥「特定非営利活動」とは?

次のアとイの両方にあてはまる活動です。

ア 法で定める20分野のいずれかに該当する活動（法2②）

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動
- 4) 観光の振興を図る活動
- 5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7) 環境の保全を図る活動
- 8) 災害救援活動
- 9) 地域安全活動
- 10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11) 国際協力の活動
- 12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13) 子どもの健全育成を図る活動
- 14) 情報化社会の発展を図る活動
- 15) 科学技術の振興を図る活動
- 16) 経済活動の活性化を図る活動
- 17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18) 消費者の保護を図る活動
- 19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（島根県では条例で定められた活動はありません）

イ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（法2①）

誰もがその法人の活動の利益を受けることができ、法人の活動が社会全般の利益となることをいいます（公益）。

特定の個人や団体の利益（私益）や会員などの構成員相互の利益（共益）を目的とした活動は、特定非営利活動ではありません。



(2) 特定非営利活動法人（NPO法人）の要件

次の要件を満たす団体が、この法律の法人格を取得できます。

- ① 〈定義〉 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法2②）。
- ② 〈目的〉 営利を目的としないものであること（法2②一）。
- ③ 〈目的〉 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと（法3①）。
- ④ 〈目的〉 特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほど「その他の事業」を行わないこと（法5①②）。
- ⑤ 〈宗教・政治〉 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ、ロ）。
- ⑥ 〈宗教・政治〉 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）。
- ⑦ 〈宗教・政治〉 特定の政党のために利用しないこと（法3②）。
- ⑧ 〈反社会的勢力〉 暴力団、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（法12①三）。
- ⑨ 〈社員〉 10人以上の社員がいること（法12①四）。
- ⑩ 〈社員〉 社員の資格の喪失に関して、不当な条件を付けないこと（法2②一イ）。
- ⑪ 〈役員〉 報酬を受ける役員数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）。
- ⑫ 〈役員〉 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと（法15）。
- ⑬ 〈役員〉 役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当しないこと（法20）。
- ⑭ 〈役員〉 各役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が2人以上いないこと。また、役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと（法21）。
- ⑮ 〈役員〉 理事又は監事は、それぞれの定数の3分の2以上いること（法22）。設立当初間理事又は監事は、それぞれの定数を満たしていること。
- ⑯ 〈会計〉 会計は会計の原則に従って行うこと（法27）。

【 各項目の説明 】

① 〈定義〉 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法2②）。

「主たる目的」とは、活動全体における特定非営利活動の占める割合が 50%以上であることをいいます。50%以上であるかの判断は、活動の事業費などから総合的に判断する必要があります（内閣府「N P O 法の運用方針」）。

② 〈目的〉 営利を目的としないものであること（法2②一）。

「営利を目的としない」とは、活動によって得られた収益を、N P O 法人の構成員である社員等に分配してはならないということです。労働の対価として雇用している職員に対して適正な金額で給与や報酬を支払うことは問題ありません。販売活動や有償サービスによる収益は次年度以降の特定非営利活動を行うために使うことになります。

③ 〈目的〉 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと（法3①）。

④ 〈目的〉 特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほど「その他の事業」を行わないこと（法5①②）。

特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動事業に係る事業以外の事業（「その他事業」という。）を行うことができますが、この利益は特定非営利活動に使用しなければならず、また特別の会計として経理しなければなりません（法5①②）。

⑤ 〈宗教・政治〉 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②ニイ、ロ）。

宗教活動とは「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」をいいます。政治活動とは「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」をいいます。主たる目的かどうかの割合は、事業費や活動内容等で総合的に判断します。なお、政策提言等は「政治上の主義の推進」には当たりません。

⑥〈宗教・政治〉特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）。

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます（公選法3）。

⑦〈宗教・政治〉特定の政党のために利用しないこと（法3②）。

特定の政党のために利用してはなりません（法3②）。

特定の政党の利益を目的として事業・プロジェクトを行ってはなりません。

⑧〈反社会的勢力〉暴力団、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（法12①三）

⑨〈社員〉10人以上の社員がいること（法12①四）。

法人が組織的に活動が行うことができる最低限の人数を定めています。

「社員」とは、総会において議決権を有する者を指し、多くの団体では「正会員」という名称にしています。会社における被雇用者や従業員とは異なります。

一方、議決権を持たずに法人を支援したりサービスの提供を受ける人を「賛助会員」や「利用会員」として、社員とは別に定めることもできます。

⑩〈社員〉社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付けないこと（法2②一イ）。

法人は広く市民に開かれた運営をしなければならないとの観点から、原則、社員には誰でもなれます。社員の資格取得に条件をつけることは、定款に明示するとともに（法11）、活動の目的に照らして、合理的かつ客観的なものでなければ認められません。

また、社員の退会は、自由でなければなりません。

一方、賛助会員等の社員以外の会員については、条件をつけることは可能です。

⑪〈役員〉報酬を受ける役員数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）。

ここでいう報酬とは、「役員としての仕事」に対しての「報酬等の対価」という意味です。理事が事務局職員などを兼務している場合、これに対して給与を受けることは可能です。会議に出席するための交通費相当額は費用弁償であり、報酬ではありません。

役員報酬 ≠ 従業員としての給料

なお、認定NPO法人の場合は、役員のうち特定の法人の役員または使用人の占める割

合が役員総数の3分の1以下でなければなりません(法45①3イ)。

⑫〈役員〉役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと(法15)。

役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くことが義務づけられています。(法15)。理事と監事を兼ねることはできません(法19)。

【理事】

理事は社員や職員を兼ねることができます。また、社員外から選んでもかまいません(役員報酬可(但し人数に制限有り)、給与可)。

理事それぞれが法人を代表し、業務を決定する役割を持ちますが、多くの団体では代表権を1人に制限し、理事のうち1人を理事長や代表理事として定款で定めています(法16)。

【監事】

監事は、理事の業務執行の状況や法人の財産の状況を監査します。会計面の監査だけではなく法や定款に違反していないかなどの監査も行い、不正が発見された場合は社員総会や所轄庁に報告する義務があります(法18)。

監事は社員を兼ねられますが、職員を兼ねることはできません。また、社員外から選んでもかまいません(役員報酬可、給与は不可)。

⑬〈役員〉役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当しないこと(法20)。

公益的な非営利活動を行う法人であるという観点から、次のいずれかに該当する場合は役員になれません(法20)。

- 1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3) 「NPO法」若しくは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。)」に違反したことにより、又は「刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪」若しくは「暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)」の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4) 暴力団の構成員等や暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5) 法第43条の規定により設立認証を取り消された法人の解散時の役員で、取り消された日から2年を経過しない者
- 6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定

めるもの

- ⑯〈役員〉各役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が2人以上いないこと。また、役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと（法21）。

法人の業務は原則として理事の過半数によって決定されることになっているため、親族の割合が制限されています（法17、法21）。

各役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族は、1人まででなければなりません。また、役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族は、役員総数の3分の1まででなければなりません。

(例)

- 1) 役員総数が5人以下の場合

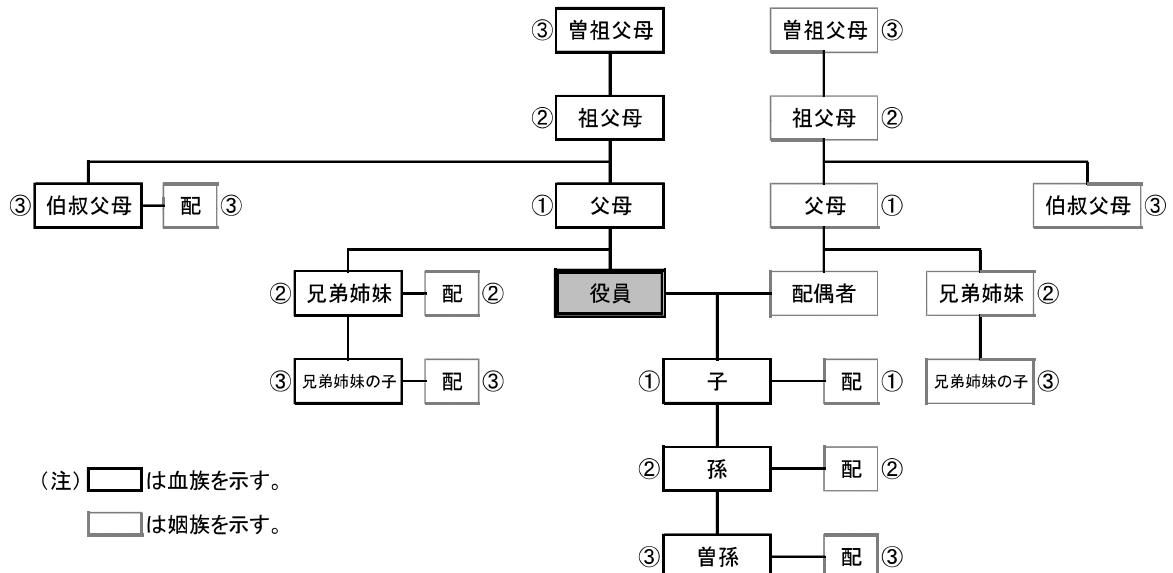
配偶者や3親等以内の親族がいてはいけません。

- 2) 役員総数が6人以上の場合

夫婦（親族ペア）が3組いてもよい。

- 3) 役員の中に3人組以上の親族等（夫婦とその子ども等）がいてはいけません。

《3親等以内の親族図》



⑯ 〈役員〉 理事又は監事は、それぞれの定数の3分の2以上いること（法

22）。設立当初間理事又は監事は、それぞれの定数を満たしていること。

理事と監事は、その定数の3分の2以上いなければならず、欠員が3分の1を超えた場合は、遅滞なく補充しなければなりません（法22）。

なお、設立当初は定数を満たしていなければなりません。

⑰ 〈会計〉 会計は会計の原則に従って行うこと（法27）。

ア 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること（法27）。

正規の簿記の原則とは以下の3つをいいます。

- 1) 経済活動のすべてが網羅的に記録されていること（網羅性）
- 2) 会計記録が検証可能な証拠資料に基づいていていること（立証性）
- 3) すべての会計記録が継続的・組織的に行われていること（秩序性）

イ 活動計算書、貸借対照表、財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること（法27）。

ウ 採用する会計処理の基準と手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと（法27）。

会計処理の基準はNPO法人会計基準協会による「NPO法人会計基準」を推奨します。

◆◆ 「仮理事（役員の補充）」と「特別代理人（利益相反）」 ◆◆

①「仮理事（役員の補充）」について（法17の3）

役員は、その定数の3分の2以上いなければならず、欠員が3分の1を超えた場合は、遅滞なく補充しなければなりません（法22）。

通常は総会（定款で理事の選任を理事会で行う場合は理事会）を開催して新理事を選任しますが、緊急の場合などで理事が欠けた場合において業務が遅滞することにより損害が生じる恐れがあるときは、利害関係人が所轄庁に請求し、又は所轄庁の職権により「仮理事」を選任しなければなりません（法17の3）。

所轄庁により「仮理事」が選任された後は、速やかに総会（定款で理事の選任を理事会で行う場合は理事会）を開催し、新理事を選任する必要があります。

なお、定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第654条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

「内閣府NPOホームページ」より

②「特別代理人（利益相反）」について（法17の4）

法人の理事と法人の間で利益相反（りえきそうはん）する場合、その理事はその事項について法人を代表して契約行為等はできないので、利害関係人が所轄庁に請求し、又は所轄庁が職権により「特別代理人」を選任しなければなりません（法17の4）。

「特別代理人」の制度は、理事の権限濫用から法人を守るとともに、契約などの取引の便を図るものです。

理事と法人との利益相反事項になるかどうかは、具体的な状況や内容から判断することになります。

次ページに内閣府NPOホームページのQ&Aを掲載しますので、参考にしてください。

検索ワード「内閣府NPOホームページ 役員等 利益相反」

～ 内閣府NPOホームページ Q&A より ～

【Q2-3-10】

法第16条の規定により定款をもって理事長以外の理事の代表権の制限をし、登記にもそれを反映させていても、定款の規定に「理事長に事故あるとき又は欠けたときは副理事長がその職務を代行する」という規定を設けていれば、代表理事の利益相反案件に関する代表権者として副理事長等が契約等を締結することは可能ですか。（法17の4）

(A)

法人の定款において、「理事長に事故あるとき又は欠けたとき～」という規定を設けていれば、「理事長の欠けたとき」には、理事長が存在しなくなったときだけではなく、存在はするものの事実上又は法律上の原因から職務活動をすることができない場合も含まれますので、そうした場合には、副理事長が契約を締結することは可能と考えます。

しかし、契約の相手側から見た場合には、契約時において、契約する法人の代表権者となる副理事長に実際の代表権があるか否かが必ずしも明確ではないため、副理事長の代表権を明確に証するための何らかの手続（特別代理人の選任を含む）を要求される可能性はあります。

【Q2-3-11】

理事と法人との利益が相反する事項について、「理事は代表権を有しない」とありますが、定款上代表権の制限をしている場合、代表権のない理事については法人との利益相反は起こり得ないと考えてよいですか。（法17の4）

(A)

代表権の有無にかかわらず、理事と法人との間の利益相反自体は起こり得ます。その場合、法第17条の4の規定により、利益相反事項について、当該理事は、（定款上の代表権の制限とは関係なく）法人に係る代表権を有しないことになります。こうした法の規定や法人の定款における定めを踏ました上で、例えば、代表権を有する別の理事

Bによって、代表権のない理事Aと法人との間の利益相反事項が有効に成立することはあり得ると考えます（なお、この場合において、法人側に損害が生じれば、当該事項の成立に実質的な責任を有する理事は、当該法人の損害に対して賠償責任を負うことになります。）。

【Q2-3-12】

法人の理事長が所有する不動産を法人が賃借する場合、この賃貸借契約を法人の代表として当該理事長が締結する場合は利益相反行為に当たりますか。（法17の4）

(A)

質問のケースについては、利益相反行為になります。代表権を理事長のみが有する場合、法人は所轄庁に特別代理人の選任の申立てをする必要があり、その選任された特別代理人が法人を代表して賃貸借契約を締結することとなります。

また、理事長以外に代表権を有する理事が存在する場合には、当該理事が法人を代表して契約を締結することとなります。

【Q2-3-13】

法人と法人理事長が共同で所有する建物があり、持分を超えて法人が使用している面積について、法人が理事長に家賃を支払う内容の賃貸借契約を締結する場合、当該法人の定款において「理事長に係る利益相反行為については理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代行する。」旨規定することで特別代理人を選任せずに対応することは可能ですか。（法17の4）

(A)

利益相反事項について特別代理人の選任を要するとする趣旨は、利益相反に該当する理事が取引において自己の利益の確保を図り、法人の利益を損なうことを防ぐことにあることから、定款において、当該事項については理事会の承認が必要である旨が定められていれば、この承認により当該法人の利益の保護は図られるものと考えます。なお、当該承認を得る理事会においては、当該理事に議決権はありません。

したがって、質問のケースについては、質問文中にある一文を定款に規定することにより、理事会の承認を得て、特別代理人を選任せずに他の理事にその職務を代行させることは可能と考えます（なお、その場合であっても、法人側に予め防止し得たような損害を与えるなど、民法第644条の、理事のいわゆる「善管義務」に違反するような場合には、当該法人の損害に対し実質的な責任を有する理事は賠償責任を負うことになります）。

2. NPO法人になると

NPO法人になるとメリットもありますが、義務も生じます。法令違反には罰則もあり、解散後の清算手続には費用がかかります。

(1) メリット

- 1) 法人名で契約を締結できます。
- 2) 法人名で銀行口座を開設できます。
- 3) 法人名で不動産登記ができます。
- 4) 法に定められた法人運営や情報公開を行うことにより、社会的信用を得やすくなります。

(2) 義務

① NPO法に基づく義務

- 1) 少なくとも年1回以上、通常総会を開催しなければなりません（法14の2）。
- 2) 毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度の事業報告書等を事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です（法27～29）。
- 3) 前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法により公告しなければなりません（法28の2）。
- 4) 役員変更を行う場合は、定款に沿って意思決定した上で、所轄庁への手続が必要です。
役員の住所等に変更があった場合も所轄庁への手続が必要です（法23）。
- 5) 定款変更を行う場合は、総会の議決を経た上で所轄庁への手続が必要です（法14の5、法25）。

② 法人税法や労働基準法などの法律に基づく義務

例えば、次のことをしなければなりません。

- 1) 税金…法人税等の申告・納税、源泉徴収など（国税、県税、市町村税など）
- 2) 登記…法務局での登記に関する手続（設立、定款、役員、解散など）
- 3) 雇用…職員を雇用した場合の労務管理（労働保険、社会保険など）
- 4) その他…事業を行うために必要な許認可を受ける手続など

(3) 罰則

事業報告書等や役員変更届等の所轄庁への提出を怠るなどNPO法に違反した場合や他の法令に違反した場合は、罰則が適用されることがあります。第5章を必ずお読みください。

(4) 解散

法人は「社員総会の決議」など法に定める事由により解散します（法31）。

解散したら清算人（多くの場合、理事が清算人になります）が清算業務を行います（法31の5）。清算には債権の催告に関する官報の公告が必要で、費用が発生します（法31の10）。

株式会社が解散した場合、残余財産は会社の構成員である株主に配分されますが、NPO法人の場合は社員に配分することは本法人の存在の趣旨（公益=不特定多数のものの利益）から考えて許されていません。残余財産の帰属先は定款で定めることができますが、次の者に限定されています（法11③、法32）。

～ 残余財産の帰属先～
他の特定非営利活動法人、国や地方公共団体、公益社団法人、
学校法人、社会福祉法人、更生保護法人

定款に残余財産の帰属すべき者の定めがないときは、国や地方公共団体に譲渡するか、最終的には国庫に帰属します（法32②③）。

◆◆◆ NPO法人の設立を目指される方へ ◆◆◆

法人格を取得すると、法人名義で契約ができるなどのメリットがありますが、毎年の報告（情報公開）や役員変更等の手続はじめ、納税や登記手続など様々な法律を遵守する義務も発生し、罰則もあります。また、事業や資金の計画も必要になります。「手続や書類、会計がめんどくさい」という方は特にご注意ください。

まずは行いたい活動に法人格が必要なのか、たくさんある法人格の中でどの法人格が最適かについて仲間とよく検討しましょう。

解散のときの財産の取り扱いについても話

し合っておきましょう。任意団体からNPO法人に移行する場合は、活動が同じであっても別の組織になります。任意団体からNPO法人になった後に、NPO法人を解散して任意団体に戻る場合に、財産を移行することはできません（NPO法人の残余財産を任意団体に渡すことはできません）。また、解散の公告には費用もかかります。

設立については専門家に相談するなどして、最もよい方法をお考えください。

後で「こんなはずじゃなかった…」

ということのないようにね



〈 NPO法人と任意団体、一般社団法人の比較 〉

2021年6月現在

項目	NPO法人	任意団体	一般社団法人	株式会社
根拠となる法律	NPO法（議員立法）	なし	一般社団法人及び一般社団法人に関する法律	会社法
性格	非営利	任意	非営利	営利
目的事業	20分野の特定非営利活動が主目的	任意	目的や事業に制約なし。公益事業、収益事業、共益事業等可	定款に掲げる事業。営利追求
設立手続	所轄庁の認証後に法務局で登記して設立。	任意 登記することはできない。	公証人役場の定款認証後に登記して設立	公証人役場の定款認証後に登記して設立
設立要件	社員10名以上	任意	社員2人以上	資本の提供
役員	理事3名以上 監事1名以上	任意	【非営利型】 理事3人以上 監事任意(理事会を設置した場合は監事必須) 【その他】 理事1人以上 監事任意(理事会を設置した場合は監事必須)	取締役1人以上 (監査役設置は任意)
代表権	理事	任意	理事	取締役
最高議決機関	社員総会	任意	社員総会	株主総会
預金口座	法人名義	個人名義	法人名義	法人名義
法定設立費用	なし	なし	11万円程度	24万円以上
税金	収益事業課税	収益事業課税	【非営利型】 収益事業課税 【その他】 全所得課税	全所得課税
剰余金	分配できない	任意	分配できない	配当できる

項目	NPO法人	任意団体	一般社団法人	株式会社
残余財産の 処分	帰属先の制限あり (国、地方公共団体、 公益法人等)	任意	帰属先の制限はない が、非営利型であれば定款上の制限はある 社員に分配する旨の 定款は不可 但し、社員総会で帰 属先を社員にするこ とはできないという 法律の規定はない	分配できる
雇用	法人と雇用関係	個人と雇用関係	法人と雇用関係	法人と雇用関係
情報公開	定款、事業報告書等の 公開が義務付けられ ている			
その他	一般の市民が事業報 告書等の情報公開に より、チェック、評価、 監督			

【 非営利型法人（非営利性が徹底された法人）の要件 】

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款で定めていること。
- ② 解散したときは残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
- ③ 上記①②の定款の定めに違反する行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ④ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

「国税庁ホームページ」より

3. 認定NPO法人

認定NPO法人制度は、NPOへの寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた制度で、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です（所轄庁についてはP22をご覧ください。）。

認定NPO法人になると、次の税制優遇があります。

【 寄附者に対する税制優遇 】

1) 個人

寄附金控除又は税額控除のいずれかが選択適用できます（措法41の18の2①②）。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三四、314の7①三四）。

2) 法人

特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の2②）。

3) 相続人等

寄附をした財産の価格が、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70⑩）

【 認定NPO法人に対する税制優遇 】

認定NPO法人自身が、その収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に支出した額を一定の範囲内で損金算入することが認められます。



第 2 章

法 人 の 設 立

【省略語について】

「法」は、「N P O法」のことです。

「法人」は、「N P O法人」のことです。

1. 設立の流れ

所轄庁の「認証」を経て、法務局での「登記が完了」したら、N P O 法人として成立します。

	申請者	所轄庁	一般市民
(1) 準備	<input type="checkbox"/> 設立準備会（発起人会） <input type="checkbox"/> 認証申請書類の作成 <input type="checkbox"/> 設立総会の開催 <input type="checkbox"/> 申請書類の作成	<input type="checkbox"/> 所轄庁へ相談	
(2) 申請、決定	<input type="checkbox"/> 所轄庁へ認証申請書類を提出 <input type="checkbox"/> 申請書類の軽微な補正（1週間未満） <input type="checkbox"/> 認証書の到達 <p>※不認証の場合は以下の手続きは不要</p>	<input type="checkbox"/> 認証申請書類の到達 <input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 縦覧（申請書到達日から2週間） <input type="checkbox"/> 審査 <input type="checkbox"/> 認証又は不認証の決定 <input type="checkbox"/> 認証書の送付（縦覧期間経過後2ヶ月以内）	<input type="checkbox"/> チェック <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・役員名簿（役員の住所又は居所に係る記載を除いたの） ・設立趣旨書 ・事業計画書 ・活動予算書
(3) 法人設立	<input type="checkbox"/> 法務局で法人登記＝法人設立（認証書到達日から2週間以内） <p>※従たる事務所がある場合は、従たる事務所を登記（法人設立登記の日から2週間以内）</p> <input type="checkbox"/> 所轄庁へ設立登記完了届出を提出（登記後遅滞なく）		<input type="checkbox"/> 設立登記完了届出書の到達
(4) 設立後	<input type="checkbox"/> 税、雇用などの手続き <input type="checkbox"/> 閲覧書類の備置き <input type="checkbox"/> 社員及び利害関係者から請求があれば閲覧を行う	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 内閣府ポータルサイトで情報公開（役員名簿については役員の住所又は居所に係る記載を除いたの）	<input type="checkbox"/> チェック、評価、監督
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・活動予算書 ・財産目録 ・役員名簿 ・社員10名以上の名簿 ・定款 ・認証書の写し ・登記事項証明書の写し 		

(1) 準備

① 設立準備会(発起人会)

NPO法人を設立したいと考える人たちが集まり、「設立準備会」や「発起人会」などで、主に次のことを検討・作成します。

- 1) 団体の目的、設立趣旨書、定款案、事業計画・予算案
- 2) 総会・理事会・事務局の体制、社員や役員の体制・確保
- 3) 設立申請書案、事業に行政手続が必要な場合の手続、他

設立申請をするときは、所轄庁や相談機関(ふるさと島根定住財団)にご相談ください！



② 設立総会を開催

定款、設立趣旨書、事業計画、予算など設立認証申請に必要な事項について議決します。総会の議事録のコピーは、設立認証申請に必要になります。

(2) 申請、決定

① 所轄庁へ設立認証申請

設立認証申請書と添付書類を所轄庁へ提出します。

② 所轄庁が公表、縦覧（法10②）

ア 所轄庁は、次についてホームページで公表します。

- 1) 申請年月日 2) 特定非営利活動法人の名称 3) 代表者氏名
- 4) 主たる事務所の所在地 5) 定款に記載された目的

イ 所轄庁は、次について縦覧します。誰でも希望すれば見ることができ、市民の方の目からも点検されます。縦覧場所については所轄庁へお問い合わせください。

- 1) 定款 2) 役員名簿 3) 設立趣旨書 4) 事業計画書 5) 活動予算書
- ※2) については個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの

③ 縦覧期間中の補正（法10④）

設立の申請をした人は、申請書の所轄庁到達日から1週間に満たない期間、誤字などの軽微な不備について補正することができます。

なお、内容の同一性に影響を与える不備については、いったん取り下げるうえ、改めて申請します。

④ 所轄庁が認証又は不認証を決定、通知（法12②③）

所轄庁は、縦覧後、正当な理由がない限り、縦覧期間経過後2ヶ月以内に認証又は不認証の決定をし、書面で通知します。不認証の場合は理由も付記します。不認証となった場合、再申請はすぐに行えます。公表と縦覧は改めて行います。

（3）法人設立

① 法務局で、法人設立登記

法人設立認証書を受け取った団体は、認証書到達日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局で、法人設立の登記をします（組登令2①）。この設立登記により、特定非営利活動法人が成立します（法13①）。

主たる事務所以外の事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する法務局で、設立登記から2週間以内に登記しなければなりません（組合等登記令11）。

設立認証後6ヶ月以内に登記しない場合は、所轄庁が認証を取り消す場合があります（法13③）。

ア 登記事項

- 1) 目的及び業務
- 2) 名称
- 3) 事務所の所在地
- 4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
理事長や代表理事などであっても「理事」と登記します。
代表権のない理事や監事は登記しません。
- 5) 存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又は事由
- 6) 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

イ 設立登記に必要な書類

- 1) 申請書
- 2) 法人設立の認証書
- 3) 定款
- 4) 役員就任承諾書（就任承諾書及び登記すべき理事分）
- 5) その他

ウ その他

登記には法人の代表者の印鑑が必要です。

② 所轄庁へ、設立登記完了届出書を提出（法13②）

設立登記後、遅滞なく、所轄庁へ「設立登記完了届出書」に「登記事項証明書（原本）」を添えて提出します。

設立時の財産目録の作成が必要です（法14）。

（4）設立後

① 税務に関する手続

- 1) 島根県東部（西部）県民センター（法人県民税、事業税）及び市町村の税担当課（法人市町村民税）へ法人設立届出をします。
- 2) 税務上の収益事業がある場合（法人税）及び給与等を支払う場合（源泉徴収所得税）は、税務署での手続が必要です。
- 3) 法人にかかる税金については、第6章をご覧ください。

② 雇用に関する手続（労働者を雇用する場合）

- 1) 労働基準監督署へ労災保険等の手続をします。
- 2) 職業安定所へ雇用保険の手続をします。
- 3) 年金事務所へ社会保険の手続をします、
※詳細は、各行政機関へお問い合わせください。

③ 定款等の書類の事務所への備置き（法14、法28②）

次の書類を備え置き、社員その他の利害関係者から請求があれば、閲覧を行います。

- 1) 事業計画書
- 2) 活動予算書
- 3) 財産目録
- 4) 役員名簿
- 5) 社員10名以上の名簿
- 6) 定款
- 7) 認証書の写し
- 8) 登記事項証明書の写し

◆◆◆ いつから「NPO法人」と名乗れるの？ ◆◆◆

設立登記が完了して初めて特定非営利活動法人となります。

認証申請中や登記を終えていない状態で「NPO法人」と名乗ることはできません（法4）。罰則もありますので、ご注意ください（法81）。

◆◆◆ 所轄庁とは？ ◆◆◆

所轄庁とはNPO法人の認証等を行う行政機関で、NPO法人の主たる事務所の所在地によって決まります（法9）。

島根県では市町村に権限を移譲しており、所轄庁は下記のとおりとなっています（連絡先是裏表紙をご覧ください。）。

2021年6月現在

市町村名	所轄庁
松江市、浜田市、出雲市、益田市、 大田市、安来市、江津市、雲南市、 飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、 海士町、西ノ島町、隠岐の島町、知夫村	各市町村長
奥出雲町、吉賀町（権限移譲していない町村） 主たる事務所が島根県内の市町村にあって、従たる事務所が県内の 他の市町村または他都道府県にある場合（複数の市町村や他県に事務 所がある場合）	島根県知事

※認定（特例認定）NPO法人の認定（特例認定）の所轄庁は島根県です。

認定等法人の場合は、認証の所轄庁と認定の所轄庁の2つの所轄庁が存在し、提出物は各々の所轄庁へ提出することになります。



2. 申請等の書類

（1）設立認証申請

A4（片面印刷）としてください。ホチキス留めや原本証明は不要です。

作成する順番の例です。
例では、申請書は最後に作成しています。

作成例	書類の名称	部数	縦覧	作成順 (例)
[1]	設立認証申請書（規則様式）	1	—	11
[2]	定款	2	○	2
[3]	役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2	○	5
[4]	就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）	1	—	6
[5]	役員の住所又は居所を証する書面 (通常は住民票。コピーは不可。) 住民基本台帳での確認を希望した場合、住民票を省略できる場合があります。取り扱いは所轄庁により異なりますので、所轄庁にお問い合わせ下さい。	1	—	7
[6]	社員のうち10人以上の者の名簿	1	—	8
[7]	確認書（宗教、政治、暴力団等についての確認）	1	—	9
[8]	設立趣旨書	2	○	1
[9]	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）	1	—	10
[10]	事業計画書 設立当初の事業年度 及び 翌事業年度	2	○	3
[11]	活動予算書 設立当初の事業年度 及び 翌事業年度	2	○	4

〈 上記の提出書類について軽微な補正を要する場合の提出書類 〉

作成例	書類の名称	部数	縦覧
[12]	補正書	1	—
[—]	補正後の書類	※	※

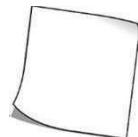
※ 提出部数や縦覧の扱いは設立認証申請時に提出した書類の扱いに準じます。

(2) 設立登記完了届出

A 4 (片面印刷) としてください。ホチキス留めや原本証明は不要です。

作成例	書類の名称	部数	閲覧
[13]	設立登記完了届出書（規則様式）	1	—
[一]	登記事項証明書（原本） (登記簿謄本（原本）)	2※	○
[14]	設立時の財産目録	2	○

※ 原本1部、コピー1部



第 3 章

法 人 の 運 営

【省略語について】

「法」は、「N P O法」のことです。

「法人」は、「N P O法人」のことです。

1. 事業報告書等の提出と貸借対照表の公告

(1) 事業報告書等の提出

法人は、毎事業年度1回、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出します（法29）。

所轄庁は提出された書類を内閣府ポータルサイト等で市民の皆様へ情報公開します（法30、法72）。

所轄庁は、事業報告書等について3年以上にわたって提出がない場合は、法人の設立の認証を取り消すことができます（法43①）。

【提出書類】

作成例	提出書類	部数	閲覧
[15]	事業報告書等提出書	1	—
[16]	事業報告書	2	○
[17]	活動計算書	2	○
[18]	貸借対照表	2	○
[19]	計算書類の注記	2	○
[20]	財産目録	2	○
[21]	年間役員名簿（前事業年度）	2	○
[22]	社員のうち10人以上の名簿 (前事業年度)	2	○

※計算書類の注記は、活動計算書及び貸借対照表（計算書類）と一体のものとして提出が求められています。（NPO法会計基準協会）

※所轄庁は、これらの書類のうち、個人の住所又は居所に係る記載を除いたものを公開します。

* * * 情報公開による市民の監督が大原則です * * *

法人自体に情報公開が義務づけられることはNPO法の特色です。これにより、法人の事業内容が広く市民に情報公開されるとともに、その事業が適切に運営されているかどうかについての市民相互のチェックによる自浄作用が期待されています。

行政はできるだけ簡易に認証を行い、何か問題があったときのみ監督するという事後

型の監督システムをとり、活動内容に関しては市民のチェック・評価に委ねられています。市民は情報公開により法人の信用性を判断し、参加するかしないか、サービスを受けたか受けないかを決め、法人の活動に影響を与えます。

「NPO法コメントナール」より



(2) 貸借対照表の公告

法人は、定款で定める方法により、前事業年度の貸借対照表を作成後遅滞なく、公告しなければなりません（法28の2）

複数の手段を選択することは可能ですが、「○○又は△△」といった選択的に方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定できないので、相応しくありません。

公告の方法は、次の4つから選びます。

1) 官報（法28の2①一）

1度の掲載でよい。

要旨を公告することで足りる（法28条の2②）。※1
有料

2) 日刊新聞紙等（法28の2①二）

1度の掲載でよい。

要旨を公告することで足りる（法28の2②）。※1
有料

3) 電子公告（法人のホームページ等のインターネット上のウェブサイト）※2
(法28条の2①三、法規3の2①)

約5年間継続で掲載（法28の2④）※3

4) 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示（主たる事務所の掲示場や入り口付近など）（法28条の2①四、法規3の2②）
公告の開始後1年間（法規3の2③）

※1 「要旨」とは

掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。掲載科目的範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的な事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものをいいます。

※2 「電子公告」について

電子公告とは、インターネット上のウェブサイトに公告事項を掲載することをいいます。

掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」（法28の2①三）ことが必要ですので、判断に当たっては、例えば無料で、かつ事前にパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。

具体的には、法人のホームページや内閣府ポータルサイト、CANPAN ((公財)日本財団が運営する公益コミュニティサイト)などがよく使用されています。

SNSをはじめインターネットを利用して情報発信できるサービスが増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約はそれぞれ異なっています。

電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するため登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんので、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

- ファイル名は「平成〇〇年度貸借対照表」といったわかりやすい名称にする。
- 見つけやすい場所に掲載する。
- × 閲覧にあたってパスワードが必要。
- × 閲覧にあたって登録が必要。

※3 「5年間継続で掲載」(公告の中断)について

例えば、4～3月を事業年度とする法人が、2020年度の貸借対照表を2021年6月1日に作成した場合、2027年3月31日まで継続して公告します。

事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報又は日刊新聞紙のいずれかを定めることができますが、掲示場は定めることができません（法28の2③）。

公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、公告効力に影響を及ぼしません（法28の2⑤）。

- ・中断が生じることにつき法人に善意かつ重大な過失がない又は正当な理由があること。
- ・中断時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと。
- ・法人が中断を知った後、速やかにその旨等を追加で公告すること。

～ 参考～ 公告の義務

次の4つについて公告の義務があります。

- 1) 解散にかかる債権の申出の公告（法31の10①④）
- 2) 破産手続開始申立の公告（法31の12①④）
- 3) 合併の認証後の異議の申し出の公告（法35②）
- 4) 貸借対照表の公告（法28条の2関係）

このうち、1)と2)については、官報での公告が義務づけられています。

貸借対照表は、所轄庁が事業報告書等と一緒に

◆◆◆ 内閣府ポータルサイトに掲載してるので、 ◆◆◆
NPO法人も公告しなければいけないの？

毎年所轄庁へ提出する事業報告書等には
貸借対照表が含まれており、内閣府ポータル
サイト等で情報公開されますが、貸借対照表
は平成30年（2018年）9月末まで求められ
ていた「資産の総額の登記」の代わりでもあ
り、法人自らが公告しなければなりません。

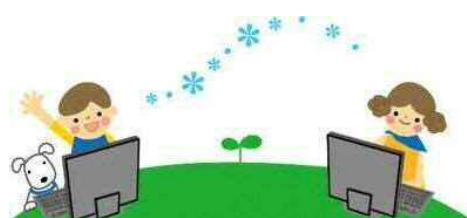
法人の財産（財政状態）を明らかにしてい
る貸借対照表は、市民の皆様や契約相手方が
法人の継続性や信用度を計るモノサシのよ
うなものもあります。
これを法の定めにより法人自らが公告し
ているかどうかも、法人の信用に影響します。

【貸借対照表】

当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を
明瞭に表示するもの

【資産の総額】

積極財産（資産の部）から消極財産（負債の部）を差し引いた純財産
(純資産)



2. 事業報告書等の備置きと閲覧

法人は、次の書類について、すべての事務所において、社員及び利害関係者の求めがあった場合に閲覧できるように備え置く必要があります（法28③）。

所轄庁は、法人から提出を受けた次の書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）について閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければなりません（法30）。閲覧場所については所轄庁にお問い合わせください。

【閲覧書類】

区分	作成例	提出書類	閲覧	参照
事業報告書等 ※1	[16]	事業報告書	○	所轄庁：過去5年分 法人：「作成した日」から起算して「5年」まで が経過した日を含む事業年度の末日
	[17]	活動計算書	○	
	[18]	貸借対照表	○	
	[19]	計算書類の注記 ※2	○	
	[20]	財産目録	○	
	[21]	年間役員名簿（前事業年度）	○	
	[22]	社員のうち10人以上の名簿（前事業年度）	○	
役員名簿 ※3	[3]	最新の役員名簿	○	常時
定款等 ※3	[2]	最新の定款	○	常時
	—	認証書の写し (設立認証書、最新の定款変更認証書など)	○	常時
	—	最新の登記事項証明書(登記簿謄本)のコピー	○	常時

- ※1 設立又は合併後において、事業報告書等が作成されるまでの間は、設立又は合併認証申請において作成した事業計画書及び活動予算書並びに設立当初又は合併時の財産目録を閲覧することができます。
- ※2 計算書類の注記は、活動計算書及び貸借対照表（計算書類）と一体のものとして閲覧が求められています。
- ※3 役員名簿と定款等については、最新のものが閲覧の対象になります。
- ※4 平成29年（2017年）4月1日以降に開始する事業年度に関する事業報告書等について適用されます。平成29年（2017年）4月1日より前に開始した事業年度に関する事業報告書等については、従前どおり、作成の日から3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、備え置き及び閲覧を行います。
なお、所轄庁の「過去5年分」とは、「閲覧をする日から5年以内に提出を受けたもの」をいいます（法30）。

3. 役員の変更

法人は、役員に関して変更があった場合は、所轄庁に役員変更届出をします（法23①）。
なお、代表権を有する理事に変更があった場合は、変更後2週間以内に法務局で登記が必要です（組登令3①）。

【変更事由】

- 1) 新任 ※1
- 2) 再任（任期満了による再任を含む）※2
- 3) 任期満了 ※1
- 4) 死亡
- 5) 辞任
- 6) 解任
- 7) 代表者変更 ※3
- 8) 住所又は居所の異動
- 9) 改姓又は改名

【提出書類】

変更事由	作成例	提出書類	部数	閲覧
新 任	[23]	役員の変更等届出書（規則様式）	1	—
	[3]	変更後の役員名簿	2	○
	[4]	役員の就任承諾書及び宣誓書の謄本（コピー）	1	—
	[5]	役員の住所又は居所を証する書面（住民票）※4	1	—
上記を除く変更	[23]	役員の変更等届出書（規則様式）	1	—
	[3]	変更後の役員名簿	2	○

※1 任期が満了した理事が新たに監事に就任する場合（役職変更）は、「理事」としては「任期満了」、「監事」としては「新任」になります。

※2 任期満了後、続けて就任する場合は、「任期満了と同時に再任」することになりますので、「再任」として届出をします。

任期は2年以内と定められていますので、長くとも2年に1度は届出が必要です（法24①）。法務局での手続も同様です。

※3 代表者変更の場合は、法務局での手続が必要です。（定款で代表権を制限せず、理事全員を登記している場合は、理事全員の変更について法務局での手続が必要です。）

※4 所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合は、住民票を省略できる場合が

あります。この適用の有無は、所轄庁によって異なりますので、所轄庁にお問い合わせください。

- ・所轄庁による住民基本台帳での確認については、住民基本台帳の本人確認情報を利用する旨の意思表示が必要です。
- ・所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合は、提出書類に記載する住所が住民票と一致していることを事前にご確認ください。

次についてご注意ください（第1章1.（2）参照）。

- ・役員の定数（法15）
- ・監事の兼職禁止（法19）
- ・役員の欠格事由（法20）
- ・役員の親族等の排除（法17、法21）
- ・役員の補充（法22）



◆◆◆ 新役員の選任にかかる総会と理事会

～ 理事会が無効にならないようご注意ください ～ ◆◆◆

新役員の任期は前任者の任期満了日の翌日から開始します。ですから、例えば総会で理事を選任した後、新理事により理事会を開催する際、それが同日であれば理事会は無効になります。

法務局での登記事項が関係する場合は特にご注意ください（詳しくは法務局へお問い合わせください）。

4. 定款の変更

定款は組織の根本規則であり、その変更は組織のメンバーにかかわることであるため、法人が定款を変更する場合は、組織のメンバーで構成される総会での議決を経なければなりません（法25①）。

総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし定款に特別の定めがある場合は、この限りではありません（法25②）。また、議決にあたっては、社員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときには、提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます（法14の9①）。

【必要な手続】(法25③)

変更事項	必要な手続
1) 目的 ※1 2) 名称 ※1 3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 ※1 4) 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る） ※1、※2 島根県外への転出が該当（所轄庁が他県になる場合）。 なお、島根県内で移転する場合は届出。 5) 社員の資格の得喪に関する事項 6) 役員に関する事項（役員の定数に係るもの） 7) 会議に関する事項 8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 ※1 9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る） 10) 定款の変更に関する事	(1) 認証 申請 所轄庁の認証日から効力が生じる。
上記を除く事項	(2) 届出 総会の議決日から効力を生じる。

※1 1)、2)、3)、4)、8) は、登記事項

※2 事務所を移転する場合は、定款変更の手續が必要でなくとも、所轄庁にご連絡ください（新しい住所をお知らせください）。

① 定款変更の認証申請

ア 手続の流れ

- 1) 総会で定款変更について議決します（法25①）。
- 2) 所轄庁へ「定款変更認証申請書」等を提出します（法25③④）。（所轄庁の変更の場合は、変更前の所轄庁に、変更後の所轄庁の様式で提出します（法26）。）
所轄庁が申請書類の縦覧を行います（申請書到達から2週間）（法25⑤）。
申請書到達日から1週間未満は、申請書類の軽微な補正が可能です（法25⑤）
(第2章1.(2)参照)。
- 3) 所轄庁が審査し、認証又は不認証の決定を行い、通知します（縦覧期間経過後2ヶ月以内）（法25⑤）。
- 4) 定款に、定款変更についての附則（施行日）を記載します。
- 5) -1 変更内容に登記事項がない場合
定款の附則に施行日（認証日）を記載した「変更後の定款」を所轄庁へ提出します。
- 5) -2 変更内容に登記事項がある場合
法務局において変更の登記をします（主たる所在地で認証書到達日から2週間以内、従たる所在地がある場合は従たる所在地で認証書到達日から3週間以内）（組登令3①、組登令11③）。
所轄庁へ、「定款変更登記完了提出書」に「登記事項証明書（原本）」を添えて提出します（法25⑦）。
併せて、定款の附則に施行日（認証日）を記載した「変更後の定款」を所轄庁へ提出します。
- 6) 「変更後の定款」「登記事項証明書（登記事項に変更がある場合）」を法人の事務所において閲覧します（法28③）。
所轄庁においても閲覧及び内閣府ポータルサイト等で市民の皆様に情報公開します（法30、法72②）。

イ 申請等の書類

1) 定款変更認証申請書類

(i) 必ず必要な書類

作成例	提出書類	部数	縦覧
[24]	定款変更認証申請書（規則様式） 新旧対照表含む（新旧対照表は別の用紙にしてもかまいません。）	1	—
[25]	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	1	—
—	変更後の定款	2	○

(ii) 活動の種類及び事業を変更するときに、(i) の他に必要な書類

作成例	提出書類	部数	縦覧
[10]	事業計画書 定款の変更の日の属する事業年度 及び 翌事業年度 ※1	2	○
[11]	活動予算書 定款の変更の日の属する事業年度 及び 翌事業年度 ※1	2	○

※1 「定款変更の日」とは、所轄庁による「定款変更認証の日」をいいます。

(iii) 所轄庁が変更となるときに、(i) の他に必要な書類

作成例	提出書類	部数	縦覧
[3]	役員名簿	2	○
[7]	確認書	2	○
[16]	事業報告書（前事業年度）	2	○
[17]	活動計算書	2	○
[18]	貸借対照表	2	○
[19]	計算書類の注記 ※2	2	○
[20]	財産目録	2	○
[21]	年間役員名簿（前事業年度）	2	○
[22]	社員のうち10人以上の者の名簿（前事業年度）	2	○

※2 計算書類の注記は、活動計算書及び貸借対照表（計算書類）と一体のものとして提出が求められています（NPO法人会計基準協議会「NPO法人会計基準」）。

(iv) (ii) 活動の種類及び事業及び(iii) 所轄庁が変更となるときに、必要な書類

(i) + (ii) + (iii)

2) 定款変更認証後に提出する書類

事由	作成例	提出書類	部数	閲覧
必ず提出する書類	[2]	変更後の定款	2	○
変更登記をしたとき に提出する書類 (上欄の他に必要)	[26]	定款変更登記完了提出書 (規則様式)	1	—
	—	登記事項証明書(原本) (登記簿謄本(原本))	2※	○

※ 原本1部、コピー1部

定款変更内容が、認証申請が必要な事項と、届出のみでよい事項の両方が混在する場合の手続については、所轄庁にご相談ください。

② 定款変更の届出

ア 手続の流れ

- 1) 総会で定款変更について議決します（法 25①）。
- 2) 定款に、定款変更についての附則（施行日）を記載します。
- 3) 所轄庁へ「定款変更届出書」等を提出します（総会議決後遅滞なく）（法 25⑥）。
- 4) 変更内容に登記事項がある場合（県内の事務所移転等）は、法務局において変更の登記をします
(主たる所在地で定款変更の届出が所轄庁に到達後2週間以内、従たる所在地がある場合は従たる所在地で定款変更の届出が所轄庁に到達後3週間以内)（組登令3①、組登令11③）。
- 5) 所轄庁へ、「定款変更登記完了提出書」に「登記事項証明書（原本）」を添えて提出します（登記後遅滞なく）（法 25⑦）。
- 6) 「変更後の定款」「登記事項証明書（登記事項に変更がある場合）」を法人の事務所において閲覧できるよう備え置きます（法 28③）。
所轄庁においても内閣府ポータルサイト等で市民の皆様に情報公開します（法 30、法 72②）。

イ 届出の書類

1) 定款変更届出書

作成例	提出書類	部数	閲覧
[27]	定款変更届出書（規則様式） 新旧対照表含む（新旧対照表は別の用紙にしてもかまいません。）	1	—
[25]	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本 (コピー)	1	—
[2]	変更後の定款	2	○

2) 定款変更登記完了提出書（変更内容に登記事項がある場合）

作成例	提出書類	部数	閲覧
[26]	定款変更登記完了提出書（規則様式）	1	—
—	登記事項証明書（原本） (登記簿謄本（原本))	2※	○

※ 原本1部、コピー1部

◆◆◆ 定款の附則について ◆◆◆

定款は、本文である「本則」と、「本則」に付随する事項を規定する「附則」から構成されます。

附則には、定款の施行日（改正日）や定款変更に伴う経過措置などを規定します。附則は、定款を変更する度に書き足していく、また、原則、変更しません。（特に、設立当初の附則は変更できません。）

附則に定款変更の履歴を残さない場合は、定款に表紙や裏表紙を付けて、これに変更新年月日や変更内容などを書き記していくなどの方法もありますが、基本的には附則に履歴を残します。附則に履歴を残しておくと、最新の定款が一目でわかるので、市民の皆様はもちろん法人自身も混乱しません。

～記載例～



【認証の場合】

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（ 年 月 日）から施行する。

- ・認証申請時は、日付は空欄にします。
- ・所轄庁からの認証書が到達したら、認証日以降の日付を記入して（※）、所轄庁に提出します。
※法務局での登記が必要な場合は、法務局にご確認ください。

【届出の場合】

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日（ 年 月 日）から施行する。

- ・日付を記入したものを届け出ます。

5. 会計

NPO法人は市民による公益的な活動を進める組織です。市民の方たちからの資金やボランティア等の活動に支えられて活動しています。設立法定費用がかからないなどの税制上の措置もあります。

法人自身による法人運営の把握の他、市民の皆様に活動の実態を広く知っていただき共感してもらい、より大きな信頼を得るためにも会計書類はたいへん重要です。

また、会計については、次の観点が必要です。

- ① 市民にとって、わかりやすい会計報告であること。
- ② 社会の信頼にこたえる会計報告であること。

毎年度、活動計算書等は内閣府ポータルサイト等で市民の皆様に情報公開されますので、丁寧に作成してください。

本ガイドブックは、NPO法人会計基準協会による「NPO法人会計基準」を基本としており、書籍「NPO法人会計基準」を参考にしています。

(1) 会計書類の種類

① 計算書類（活動計算書、貸借対照表）

ア 活動計算書

会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します。

法人のすべての正味財産の増減の状況を表示し、法人の活動の状況を表すものです。

従来使用されてきた「収支計算書」は、法人が定めた「資金の範囲」内の動きを表すものです。

「活動計算書」は当期の正味財産の増減を示し、「貸借対照表」との整合性を簡単に確認することができます。

イ 貸借対照表

事業年度末における法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、法人の財務状況を把握することができます。

法人は定款に定められた方法で公告をしなければなりません。（法28の2①）

② 計算書類の注記

ア～イの内容を詳しく説明するもので、計算書類と一体のものです。

③ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することが可能です。

(2) 会計書類の作成

① 活動計算書

ア 事業費・管理費の費目別内訳、按分（あんぶん）方法

事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示します。また、その費目については、⑥科目例を参考に、法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。

なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します。

【事業費】

法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。

【管理費】

法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

【按分（あんぶん）方法】

事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があります。

標準的な按分方法としては、以下のようないわゆる按分方法によっているか注記することが望まれます。

経費	按分科目例
従事割合	給与手当、旅費交通費等
使用割合	通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等
建物面積比	水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等
職員数比	通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等

② 貸借対照表

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。

実務上は、1年を超える期間において使用する10万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています（法人令133）。

ただし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考え方のもと、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。

この減価償却の方法には、主に「定率法」「定額法」等があり、法人税法施行令第48条、同第48条の2及び同第133条を参考とし、適用方法を選択します。

③ 計算書類の注記

ア 注記の記載

注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目について該当がある場合には、確実に注記することが望まれます。

1) 重要な会計方針

- ・適用した会計基準
- ・資産の評価基準及び評価方法
- ・固定資産の減価償却の方法
- ・引当金の計上基準
- ・施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法
- ・ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等
- ・計算書類の作成に関する重要な会計方針

2) 重要な会計方針を変更したとき

- ・変更した旨
- ・変更の理由及び当該変更による影響額

3) 詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合

- ・その内容

4) 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合

- ・受け入れたサービスの明細及び算定方法

5) ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合

- ・受け入れたボランティアの明細及び算定方法

6) 用途等が制約された寄附金等の内訳

7) 固定資産の増減内訳

- 8) 借入金の増減内訳
- 9) 役員及びその近親者との取引の内容
 - ・役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - a 役員及びその近親者（2親等内の親族）
 - b 役員及びその近親者が支配している法人
 - ・役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。
- 10) その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。
 - ・現物寄附の評価方法
 - ・事業費と管理費の按分方法
 - ・貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの
 - ・その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

イ 注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特に4) 5) 6) 9) については、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては、特に留意した記載が求められます。

【 記載の際の留意事項 】

- 4) 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合
計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします。
- 5) ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合
計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします。
- 6) 使途等が制約された寄附金等の内訳
当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。
- 9) 役員及びその近親者との取引の内容
その取引金額を確実に注記する必要があります。
なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

④ 活動予算書

法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。

その表示方法や考え方については、活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望されます。

⑤ 定款に「その他の事業」の定めがある場合

「その他事業」は特別な会計として経理します(法5②)。

ア 活動計算書、活動予算書

別葉表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示します。

「その他の事業」を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。

イ 貸借対照表、財産目録

別葉表示は求めませんが、「その他の事業」に固有の資産で重要なもの(※)がある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。

※ 例

在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの。



⑥ 活動計算書の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめてかまいません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する
賛助会員受取会費	対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、PST（認定基準）の判定時に留意が必要
2. 受取寄附金	
受取寄付金	
資産受贈益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益
施設等受入評価益	受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する
ボランティア受入評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する
3. 受取助成金等	
受取助成金	
受取補助金	
4. 事業収益	
売上高	販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益
○○利用会員受取会費	サービス利用の対価としての性格をもつ会費
5. その他収益	
受取利息	
雑収益	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要な収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない

勘定科目	科目的説明
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	
臨時雇賃金	ボランティア評価費用ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上す。
法定福利費	退職給付費用退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある
福利厚生費	
(2) その他経費	
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額
業務委託費	
諸謝金	講師等に対する謝礼金
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	車両費車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能
施設等評価費	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課収益	事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい
研修費	
支払手数料	
支払助成金	
支払寄附金	
支払利息	金融機関等からの借り入れに係る利子・利息
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要な費用。この科目的金額が他と比して過大になることは望ましくない

勘定科目	科目的説明
2. 管理費	
(1)人件費	
役員報酬	
給料手当	
法定福利費	退職給付費用退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
通勤費	
福利厚生費	
(2)その他経費	
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示すること
通信運搬費	
電話代や郵送物の	
送料等	
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	
電気代、ガス代、	
水道代等	
地代家賃	
事務所の家賃や駐車	
場代等	
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい
支払手数料	
支払利息	金融機関等からの借入れに係る利子・利息
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要な費用。この科目的金額が他と比して過大になることは望ましくない

勘定科目	科目の説明
Ⅲ 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合
Ⅳ 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる
Ⅴ 経理区分振替額 経理区分振替額 その他の事業がある場合の事業間振替額	

⑦ 貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめてかまいません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目的説明
I 資産の部 1. 流動資産 現金預金 未収金 棚卸資産 短期貸付金 前払金 仮払金 立替金 ○○特定資産 貸倒引当金（A） 2. 固定資産 (1) 有形固定資産 建物 構築物 車両運搬具 什器備品 建設仮勘定 (2) 無形固定資産 ソフトウェア (3) 投資その他の資産 投資有価証券 敷金 差入保証金 長期貸付金 長期前払費用 ○○特定資産	商品の販売によるものを含む 商品、貯蔵品等として表示することもできる 返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金 目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する 土地、建物等実態があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産 建物付属設備を含む 工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産 具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産 購入あるいは製作したソフトウェア 余裕資金の運用のための長期的外部資金や、貸付金等長期債権から構成される資産 長期に保有する有価証券 返還されない部分は含まない 返還されない部分は含まない 返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金 目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する
II 負債の部 1. 流動資産 短期借入金 未払金 前受金 仮受金 2. 固定負債 長期借入金 退職給付引当金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金 商品の仕入れによるものを含む 返済期限が事業年度末から1年を超える借入金 退職給付見込額の期末残高
III 正味財産の部 1. 正味財産 前期繰越正味財産 当期正味財産増減額	

第 4 章

解散と合併

【省略語について】

「法」は、「NPO法」のことです。

「法人」は、「NPO法人」のことです。

1. 法人の解散

(1) 解散の事由

法人は、次の事由により解散します（法31①）。

事由	内 容	解散の日
社員総会の決議	解散の理由は問いません。総会では、解散、清算人の選定、残余財産の帰属先の決議をします。	総会の決議日
定款で定めた解散事由の発生	NPO法で定められている事由ではなく、法人の定款で定めた事由による解散です。	事由が発生したとき
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	法人が目的とする事業を達成できなくなった場合に解散します。所轄庁の認定が必要です。	所轄庁が解散を認定した日
社員の欠亡	社員が一人もいなくなったときをいいます。	事由に該当したとき
合併	新設合併及び吸収合併による解散をいいます（第4章2. 参照）。	
破産手続開始の決定	法人が債務を完済できなくなり、裁判所が破産手続の開始をした場合です。	事由に該当したとき
認証の取消し	改善命令に違反した場合で、他の方法によっては監督できないときや、3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁が認証を取り消すことができます。	

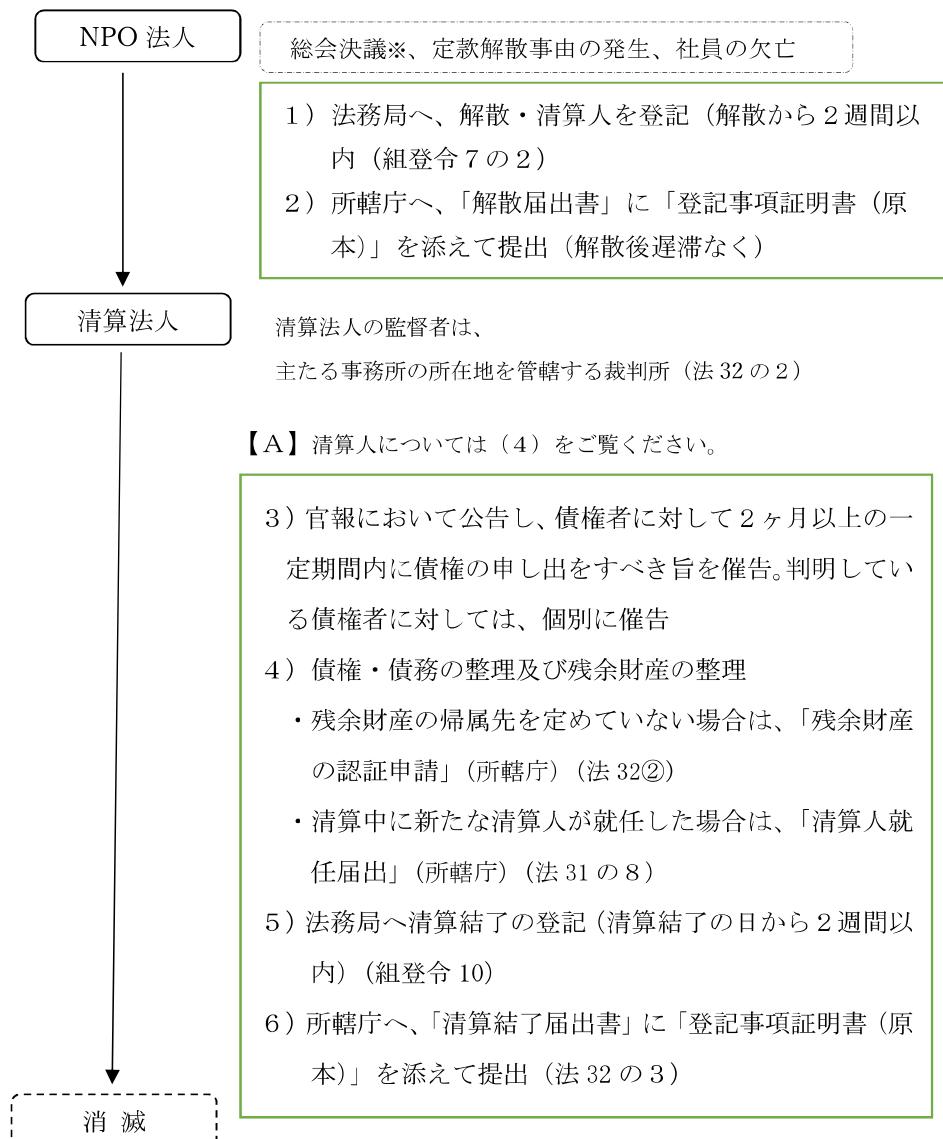
(2) 解散手続の流れ

解散をする場合は、所轄庁などにご相談ください。

また、解散は法務局での登記がポイントですので、法務局ともご相談ください。

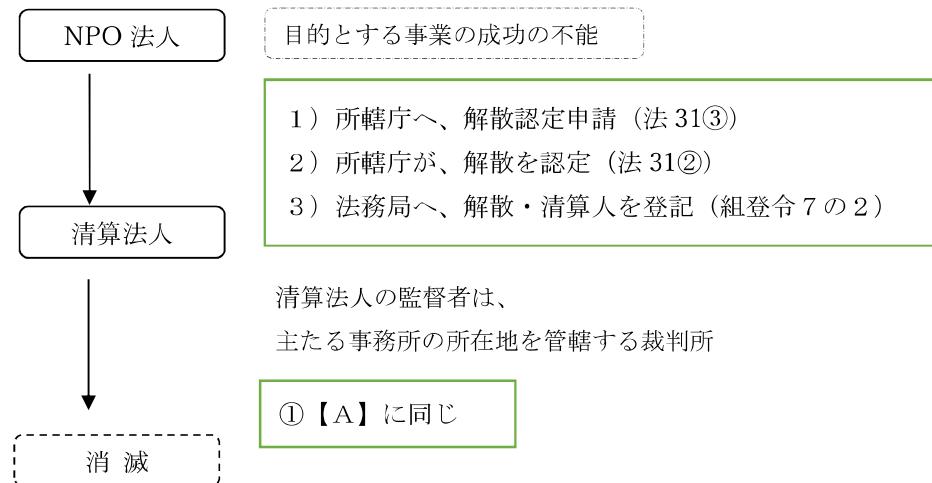
解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算が結了するまで存続するものとみなされます（法31の4）。なお、残余財産は法11条第3項に定めるもののみに限定されており、構成員である社員には分配できません（P.14参照）。

① 解散事由が【社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡】の場合

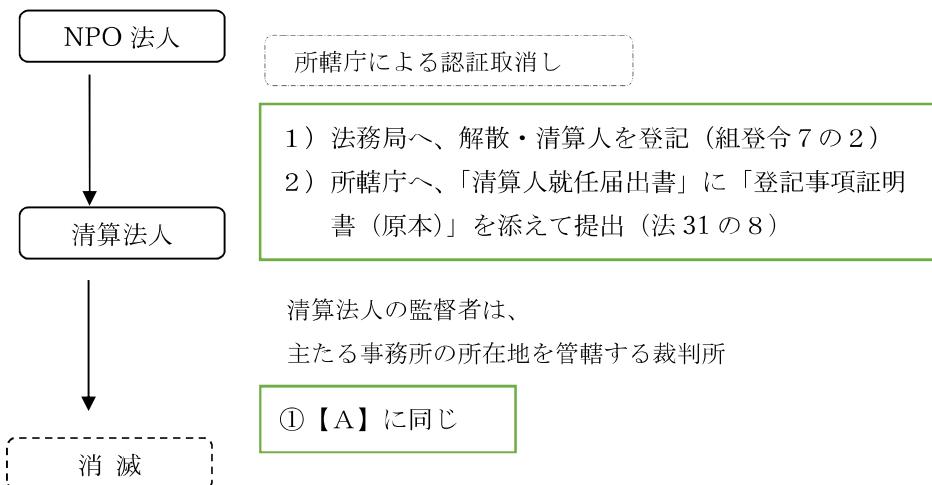


※ 社員総会の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません（法31の2）。

② 解散事由が【目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能】の場合



③ 解散事由が【設立の認証取消し】の場合



認証取消しの場合は、「役員の欠格事由」が発生します

(第1章1. (2) ⑩参照)。

(3) 申請等の書類

① 解散にかかる書類

解散の事由	作成例	提出書類	部数
社員総会の決議	[28]	<ul style="list-style-type: none"> ・解散届出書（規則様式） ・解散及び清算人を登記したこと を証する登記事項証明書（原 本）（登記簿謄本（原本）） <p style="text-align: right;">合併については、P. 53 参照</p>	1
定款で定めた 解散事由の発生			
社員の欠亡			
合併			
破産手続開始の決定			
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	—	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書（規則様式） ・事業の成功の不能事由を証する書面（総会の議事録等） 	1
認証の取消し	—	<ul style="list-style-type: none"> ・清算人就任届出書（規則様式） ・清算人の登記をしたことを証す る登記事項証明書（原本）（登記簿 謄本（原本）） 	1

② 清算にかかる書類 ※清算人については次ページの（4）をご欄ください。

事由	作成例	提出書類	部数	備考
清算中に該当があ れば提出する書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・残余財産譲渡申請 書（規則様式） 	1	残余財産の帰属が定款 で定めていない場合に 申請します。
	—	<ul style="list-style-type: none"> ・清算人就任届出書 （規則様式） ・清算人の登記をし たことを証する登 記事項証明書（原 本）（登記簿謄本（原 本）） 	1	清算中に清算人が交代 した、新たに就任した などの場合に届け出ま す。
必ず提出する書類	[29]	<ul style="list-style-type: none"> ・清算結了届出書 （規則様式） ・清算が結了したこ とを証する登記事 項証明書（原本） （登記簿謄本（原本）） 	1	法務局での清算登記が 終わったら、提出しま す。

(4) 清算人

法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事が清算人になります（法31の5）。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人になります（法31の5）。清算人は地方裁判所の監督により清算業務を行います（法32の2②）。

【清算人の業務】

現務の結了	・法人が現在行っている事業活動を終了させる方向で業務を行います。
債権の取立て及び債務の弁済 P.49① [A] 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・官報において公告し、債権者に対して2ヶ月以上の一定期間内に債権の申し出をすべき旨を催告します。判明している債権者に対しては、個別に催告します。 ・清算中の法人が破産したときは、清算人は、直ちに破産宣告の請求を裁判所にして、その旨を官報で公告します。 ・債権と債務を整理し、残余財産を確定します。 ・法務局へ「清算結了の登記」を行います。 ・所轄庁へ「清算結了届出書」に「登記事項証明書（原本）」を添えて提出します。
残余財産の引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・定款で定めた残余財産の帰属先に残余財産を譲渡します。 ・定款に残余財産の帰属先を特に定めていない場合は、清算人は所轄庁へ「残余財産譲渡認証申請書」を提出し、所轄庁の認証を経て、残余財産を国又は地方公共団体に譲渡します。

○定款で残余財産の帰属先の規定を設ける場合の帰属先は、以下の通り定められています。これら以外の個人、団体及び法人等へ残余財産を譲渡することはできません。

- ・他の特定非営利活動法人
- ・国又は地方公共団体
- ・公益社団法人又は公益財団法人
- ・学校法人
- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人

○残余財産は、社員等への分配はできません（第1章2. (4) 参照）。

○「官報への公告」掲載の窓口については、第6章をご覧ください。

2. 法人の合併

法人は、他のNPO法人と合併することができます（法33）。

合併するためには、合併するそれぞれの法人の社員総会において、議決します（法34①）。

議決後に、所轄庁へ「合併認証申請」を行い、認証後に合併の公告、法務局において登記をすることで、合併が成立します（法34～39）。

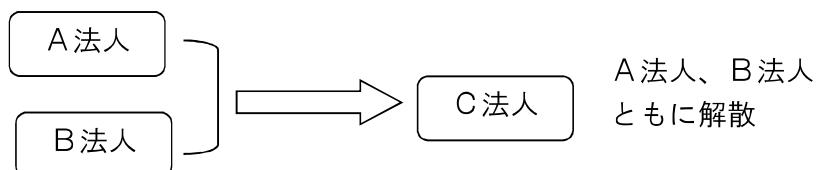
なお、社会福祉法人や一般社団法人等、他の法人格との合併はできません。

（1）合併の方法

① 新設合併

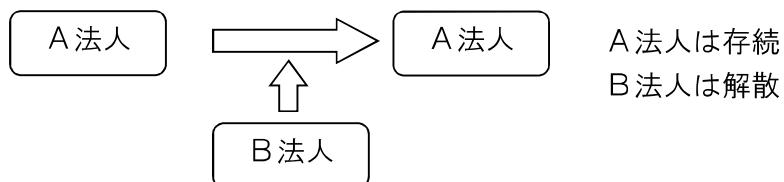
（2つ以上のNPO法人が合併して、新たなNPO法人を設立する）

合併前のNPO法人は、新たなNPO法人が設立することにより解散となります。



② 吸収合併（NPO法人が他のNPO法人を吸収する）

吸収したNPO法人は引き続き存続しが、吸収されたNPO法人は解散となります。



③ 「認定NPO法人」又は「特例認定NPO法人」との合併

認定NPO法人又は特例認定NPO法人が、認定（特例認定）を受けていないNPO法人と合併し、合併後も認定（特例認定）を受けようとする場合は、「合併認証申請」に加えて、「合併認定申請」を行う必要があります。

(2) 合併認証申請

① 合併手続の流れ

- 1) 合併を行うそれぞれのNPO法人の総会で合併について議決します（法34①）
合併を行うすべての法人が申請者となり、申請します。
- 2) 所轄庁へ「合併認証申請書」提出します（法34④）。
合併を行うすべての法人が申請者となり、申請します。
- 3) 所轄庁が申請書類の公表、縦覧を行います（申請書到達日から2週間）（法34⑤）。
- 4) 申請書到達日から1週間未満は、申請書類の軽微な補正が可能です（法34⑤）
(第1章1.(2)参照)。
- 5) 所轄庁が審査し、認証又は不認証を決定、通知します（縦覧期間経過後2ヶ月以内）（法34⑤）。
- 6) 債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内（2ヶ月を下回ってはいけません）に意見を述べることができるることを公告します（認証の通知のあつた日から2週間以内）（法35）。※
又、判明している債権者に対しては、催告します（法35）。
- 7) 合併を行うそれぞれの法人が「財産目録」及び「貸借対照表」を作成し、債権者が異議を述べることができる期間（2ヶ月を下回ってはいけません）が満了するまでの間、事務所に備え置きます（認証日から2週間以内に実施）（法35①）。
- 8) 合併の認証又はその他合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、法務局で登記します（法39）。
「新設合併」により設立した法人は、「設立の登記」を行います。
「吸収合併」後、存続する法人は、「変更の登記」を行います。
「新設合併」又は「吸収合併」により消滅する法人は、「解散の登記」を行います。
- 9) 所轄庁に「合併登記完了届書」に「登記事項証明書（原本）」を添えて提出します（法39②）。

※ 合併の公告は、法人の定款に定めた方法により行います。定款で定めていれば、「インターネットによる公告（電子公告）」や掲示場への掲示などにより行うことも可能です（P.26～P.28参照）。

② 申請等の書類

ア 合併認証申請

合併認証申請は、設立認証申請の場合と同様の書類を作成します。

役員名簿以降の書類は、「設立」認証申請の書類を参考にし、「設立」を「合併」に読み替えて作成して下さい。

作成例	書類の名称	部数	縦覧
[30]	合併認証申請書（規則様式）	1	—
[2]	定款	2	○
[3]	役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2	○
[4]	就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）	1	—
[5]	役員の住所又は居所を証する書面（通常は住民票。コピーは不可。） 住民基本台帳での確認を希望した場合、住民票を省略できる場合があります。 <u>取り扱いは所轄庁により異なりますので、所轄庁にお問い合わせ下さい。</u>	1	—
[6]	社員のうち10人以上の者の名簿	1	—
[7]	確認書（宗教、政治、暴力団等についての確認）	1	—
—	合併趣旨書	2	○
—	合併についての意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）	1	—
[10]	事業計画書 合併当初の事業年度 及び 翌事業年度	2	○
[11]	活動予算書 合併当初の事業年度 及び 翌事業年度	2	○

〈 上記の提出書類について軽微な補正を要する場合の提出書類 〉

作成例	書類の名称	部数	縦覧
[12]	補正書	1	—
—	補正後の書類	※	※

※ 提出部数や縦覧の扱いは合併認証申請時に提出した書類の扱いに準じます。

イ 合併登記完了届出

作成例	書類の名称	部数	閲覧
—	合併登記完了届出書（規則様式）	1	—
—	登記事項証明書（原本） (登記簿謄本（原本）)	2※	○
[14]	合併時の財産目録	2	○

※ 原本1部、コピー1部

第 5 章

監督と罰則

【省略語について】

「法」は、「NPO法」のことです。

「法人」は、「NPO法人」のことです。

1. 監督

所轄庁は、法に基づき、報告及び検査、改善命令、認証の取り消しを行うことがあります。

（1）報告及び検査

法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等に違反する疑いがあると認められた場合、所轄庁は法人に対して、業務や財産状況に関する報告を求めたり、事務所に立ち入って業務や財産の状況、帳簿や書類等の検査をしたりすることができます（法 41）。

（2）改善命令

所轄庁は、法人が次の場合に該当すると認めるときは、期限を定めて改善のために必要な措置をとるように命ずることができます（法 42）。

① 次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- ア 営利を目的としない団体であること（法 2②一）
- イ 社員の資格の得喪に関して不当な条件をつけないこと（法 2①イ）
- ウ 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下であること（法 2②一ロ）
- エ 宗教活動を主目的としないこと（法 2②二イ）
- オ 政治活動を主目的としないこと（法 2②二ロ）
- カ 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと（法 2②二ハ）
- キ 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（法 12①三）
- ク 10 人以上の社員を有すること（法 12①四）

② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

③ 運営が著しく適正を欠く場合

（3）設立の認証の取消し

所轄庁は、以下の場合には、法人の設立の認証を取り消すことがあります。認証の取り消しを行おうとする場合には、聴聞の手続をとることとされています（法 43①、②）。

- ① 法人が所轄庁の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合
- ② 法人が毎年 1 回提出しなければならない事業報告書等の提出を 3 年以上行わなかつた場合
- ③ 法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができ

ない場合

認証取消しの場合は、「役員の欠格事由」が発生します(第1章1.(2)⑧-3参照)。

2. 罰 則

法の規定に違反した場合には、以下の①～③の罰則が設けられています。

① 50万円以下の罰金

次の1)及び2)に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。

- 1) 正当な理由がないのに、改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかつた者(法78①一)
- 2) 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記1)の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等(法79①)

② 20万円以下の過料

次の1)～10)のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます(法80)。

- 1) 組合等登記令に違反して、登記を怠つたとき(法80一)
- 2) 法人の成立時の財産目録の作成、備置きの規定(法14)に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80二)
- 3) 所轄庁への役員変更等の届出(法23①)、定款変更の届出(法25)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法80三)
- 4) 事業報告書等、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)の備置きの規定(法28①②)に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80四)
- 5) 定款の変更に係る登記事項証明書の届出(法25⑦)、事業報告書等の提出(法29)の規定に違反して、これらの書類の提出を怠つたとき(法80五)
- 6) 理事又は清算人が破産手続開始の申立て及び公告の規定(法31の3②、法31の12①)の規定に違反して、破産手続開始の申し立てをしなかつたとき(法80六)
- 7) NPO法人が貸借対照表の公告(法28の2)の規定に違反して若しくは清算人が法人の債権者に対する債権申出の催告等(法31の10①)及び破産手続開始の申立てに関する公告(法31の12①)の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき(法80七)

- 8) 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備置きの規定（法35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80八）
- 9) 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議に対する弁済等の規定（法35②、36②）に違反したとき（法80九）
- 10) 上記の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法80十）

③ 10万円以下の過料

法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10万円以下の過料に処せられます（法81）。

◆◆◆ 「過料」の通知が届いたら、誰が支払うの？ ◆◆◆

裁判所から「過料」の通知が届いたら、
定められた金額を納付しなければなりません。
「過料」は法人に対するものではなく、
理事などの個人に科されるので、法人の財産から支払うこととは許されません。

登記や提出物など法律に定められた義務はきちんと行いましょう。
なお、「過料」は行政罰であり、刑事罰の「科料」と区別するために「過ち料（あやまちりょう）」とも言われます。



第 6 章

そ の 他

【省略語について】

「法」は、「NPO法」のことです。

「法人」は、「NPO法人」のことです。

1. 税制

(1) 税制上の収益事業

税制上の「収益事業」とは、法人税法施行令第5条に規定されているものをいい、NPO法第5条の「その他の事業（特定非営利活動に係る事業以外の事業）」とは異なります。NPO法上の「特定非営利活動に係る事業」であっても、法人税法上の「収益事業」であれば税金が課されます。

法人税法上の「収益事業」に該当するかどうかについては、税務署や税理士、会計士などの専門家に確認することをおすすめします。

【 収益事業 】

法人税法において定められた「販売業、製造業その他政令で定める事業」で、継続して、事業場を設けて行われるもの（法人税法2⑬）

〈 政令で定める事業（法人税法施行令第5条第1項） 〉

- | | | |
|-------------|------------|----------------|
| (1) 物品販売業 | (2) 不動産販売業 | (3) 金銭貸付業 |
| (4) 物品貸付業 | (5) 不動産貸付業 | (6) 製造業 |
| (7) 通信業 | (8) 運送業 | (9) 倉庫業 |
| (10) 請負業 | (11) 印刷業 | (12) 出版業 |
| (13) 写真業 | (14) 席貸業 | (15) 旅館業 |
| (16) 料理飲食業 | (17) 周旋業 | (18) 代理業 |
| (19) 仲立業 | (20) 間屋業 | (21) 鉱業 |
| (22) 土石採取業 | (23) 浴湯業 | (24) 理容業 |
| (25) 美容業 | (26) 興行業 | (27) 遊技所業 |
| (28) 遊覧所業 | (29) 医療保健業 | (30) 技芸・学力教授業 |
| (31) 駐車場業 | (32) 信用保証業 | (33) 無体財産権の提供業 |
| (34) 労働者派遣業 | | |

(2) 法人税(国税)・地方法人税(国税)

① 法人税(国税)

「収益事業」の所得に対して課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

「収益事業」を行っていても赤字の場合には課税されませんが、申告手続は必要です。

「収益事業」を行っていない法人は課税されません。

【法人税率】 H30年(2018年)4月1日以後開始事業年度

年間800万円以下	課税所得×15.0%
年間800万円超	800万円を超える課税所得×23.2%

② 地方法人税(国税)

法人税の納税義務のある法人に対して課される税金です。法人税とあわせて期限内に申告を行い、納税します。

【地方法人税率】

地方法人税	H26年(2014年)10月1日 以後に開始する事業年度から	H31(2019年)年10月1日以 後に開始する事業年度から
法人税額	4.4%	10.3%

(3) 法人県民税（県税）・法人市町村民税（市町村税）

① 均等割

島根県（市町村）に事務所等を有する法人について、一律に課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

【税率】 H30年（2018年）4月1日現在

法人県民税	21,000円（水と緑の森づくり税を含む）
法人市町村民税	50,000円～60,000円程度

〈課税免税（法人県民税）〉

- ・収益事業を行わない法人については、毎年4月30日までに申請した場合は、課税免除されます。
- ・収益事業を行う法人が、法人設立後3年以内の各事業年度において、黒字でない場合は、当該事業年度分について課税免除されます。

法人市町村民税の課税免税については、各市町村税務担当課へお問い合わせください。

② 法人税割

法人税額に応じて課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

【税率】

種類	H26（2014年）年10月1日以後に開始する事業年度から	H31（2019年）年10月1日以後に開始する事業年度から
法人県民税※	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%
法人市町村民税	法人税額の9.7%～12.1%	法人税額の6.0%～8.4%

※法人税額が1,000万円を超える場合は、税率が異なります。

(4) 法人事業税（県税）・地方法人特別税（国税）・

特別法人事業税（国税）

① 法人事業税（県税）

収益事業の所得に課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。収益事業を行っていても赤字の場合には課税されませんが、申告手続は必要です。

【税率】

年間所得	H26年（2014年）10月1日 以後に開始する事業年度から	H31年（2019年）10月1日以 後に開始する事業年度から
400万円以下	3.4%	3.5%
400万円超～800万円以下	5.1%	5.3%
年間所得 800万円超	6.7%	7.0%

② 地方法人特別税（国税）

法人事業税の納税義務がある法人に対して課される税金です。法人事業税とあわせて期限内に申告を行い、納税します。

【税率】

地方法人特別税	H26年（2014年）10月1日 以後に開始する事業年度から	H31（2019年）年10月1日以 後に開始する事業年度から
基準法人所得割額	43.2%	廃止

③ 特別法人事業税（国税）（平成31年（2019年）10月1日以後開始事業年度から）

法人事業税の納税義務がある法人に対して課される税金です。法人事業税とあわせて期限内に申告を行い、納税します。

【税率】

特別法人事業税	H31（2019年）年10月1日以後に 開始する事業年度から
基準法人所得割額	37%

(5) 消費税（国税）・地方消費税（県税）

国内で事業として行われる販売やサービスの提供、資産の貸付などの取引に対して課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

基準期間（2年前）における課税売上高が1,000万円を超えると「課税事業者」となり、申告納税する必要があります。（H30年（2018年）4月1日現在）

詳しくは、税務署へお問い合わせください。

(6) 源泉所得税（国税）

人を雇って給与を支払ったり、講師に謝礼を支払ったりする場合には、支払者は支払金額に応じた所得税を差し引くことになっています。差し引いた所得税は、期限内に納付する必要があります。

詳しくは、税務署へお問い合わせください。

(7) 不動産取得税（県税）・自動車取得税（県税）

① 不動産取得税

不動産取得税は、土地や建物を取得したことに対して課される税金です。

【課税免除】

法人設立後3年以内に定款に定める事業の用に供するための不動産を無償で譲り受けた場合は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税が課税免除されます。

② 自動車取得税

自動車取得税は、自動車を取得したことに対して課される税金です。

【課税免除】

法人設立後3年以内に定款で定める事業の用に供するための自動車を無償で譲り受けた場合は、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税が課税免除されます。

(8) 窓口

① 国税(法人税、消費税、源泉所得税等)

税務署名 (管轄区域)	所在地	電話番号
松江 (松江市、安来市)	〒690-8505 松江市向島町134番10	0852-21-7711
出雲 (出雲市)	〒693-8686 出雲市塩治善行町13番地3	0853-21-0440
大東 (雲南市、仁多郡、飯石郡)	〒699-1221 雲南市大東町飯田86番7号	0854-43-2360
石見大田 (大田市)	〒694-8501 大田市大田町大田イ289番地2	0854-82-0980
浜田 (浜田市、江津市、邑智郡)	〒697-8686 浜田市殿町1177番地	0855-22-0360
益田 (益田市、鹿足郡)	〒698-8651 益田市元町12番11号	0856-22-0444
西郷 (隠岐郡)	〒685-8666 隠岐郡隠岐の島町城北町55番地	08512-2-0350

② 県税（法人県民税、法人事業税）

受付窓口 (管轄区域)	所在地	電話番号
東部県民センター 法人課税課 (松江市、出雲市、安来市、 雲南市、奥出雲町、飯南町、 隱岐の島町、海士町、 西ノ島町、知夫村)	〒690-8551 松江市東津田町 1741-1	0852-32-5621
西部県民センター 法人・軽油課税課 (浜田市、益田市、大田市、 江津市、川本町、美郷町、 邑南町、津和野町、吉賀町)	〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254	0855-29-5519

③ 市町村民税（法人市町村民税等）

各市町村へお問い合わせください。

2. 関係窓口

(1) 所轄庁

裏表紙をご覧ください。

(2) NPO支援

① 公益財団法人 ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）

〈松江事務局〉地域活動支援課

住所 〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3階

電話 0852-28-0690

〈石見事務局〉

住所 〒697-0034 浜田市相生町 1391-8 シティパルク浜田 2階

電話 0855-25-1600

地域を元気にしようと積極的に頑張っておられるグループ・団体等や、これから地域を活性化していきたいと考えておられるみなさんのために、次の支援を行っています。

- ・会計、税務、運営、労務管理などの専門相談、アドバイザー派遣
- ・助成制度（地域づくり応援助成・ろうきんNPO寄付システム）
- ・各種研修・セミナー
- ・情報発信（機関紙、ポータルサイト）
- ・交流サロン（会議スペース、印刷室、図書の貸し出し）

詳しくは、しまね地域活動応援サイト「フレフレしまね」を検索

<https://furefure-shimane.jp/>



② 県民活動応援サイト「島根いきいき広場」

イベント情報、ボランティア募集情報、助成金や各種セミナーのお知らせなどを発信しています。月2回発行のメールマガジンでは、注目のトピックスをお届けします。

また、(公財)日本財団が運営する公益コミュニティサイト「CANPAN」とも連携し、積極的な情報開示がされていると認証した団体を紹介しています。



(3) 登記

松江地方法務局 本局

住所 〒690-0001 松江市東朝日町192番地3

電話 0852-32-4200

※登記事項証明書の交付は、県内の支局においても行っています。

(4) 官報公告

島根県官報販売所（今井書店）

〈広告受付〉

住所 〒690-0816 松江市北陵町60番地

電話 0852-24-2233

FAX 0852-27-8191

※まず、お電話でお問い合わせください。

作成例

[1]	設立認証申請証 〈規則様式〉
[2]	定款 (定款例) 一末尾に記載一
[3]	役員名簿
[4]	就任承諾書及び誓約書の謄本 (コピー)
[5]	役員の住所又は居所を証する書面 一説明一
[6]	社員のうち 10 人以上の者の名簿
[7]	確認書
[8]	設立趣旨書
[9]	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 (コピー)
[10]	事業計画書 (設立当初の事業年度 及び 翌事業年度)
[11]	活動予算書 (設立当初の事業年度 及び 翌事業年度)
[12]	補正書
[13]	設立登記完了届出書 〈規則様式〉
[14]	設立時の財産目録
[15]	事業報告書等提出書
[16]	事業報告書
[17]	活動計算書
[18]	貸借対照表
[19]	計算書類の注記
[20]	財産目録
[21]	年間役員名簿 (前事業年度)
[22]	社員のうち 10 人以上の者の名簿 (前事業年度)
[23]	役員の変更等届出書 〈規則様式〉
[24]	定款変更認証申請書 〈規則様式〉
[25]	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本 (コピー)
[26]	定款変更登記完了提出書 〈規則様式〉
[27]	定款変更届出書 〈規則様式〉
[28]	解散届出書 〈規則様式〉
[29]	清算結了届出書 〈規則様式〉
[30]	合併認証申請書 〈規則様式〉
[2]	定款 (定款例)

[1] 設立認証申請書

ここでは、例として、島根県の規則様式を掲載しています。
実際に提出する書類は、各所轄庁の様式を使用します。

様式第1号(第2条関係)

書類を提出する日を記載します。

年 月 日

○○市長
△△町長
島根県知事

樣

所轄庁の長あてになります。

申請者 郵便番号

住所又は居所

氏名

電話番号

特定非營利活動法人設立認証申請書

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法施行条例第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- ## 1 特定非営利活動法人の名称

特定非營利活動法人○○○○○

定款と一致します。

- ## 2 代表者の氏名

△△△△

- ### 3 主たる事務所の所在地

島根県××市××町〇〇番〇〇号

登記する住所です。地番まで記載します

- #### 4 その他の事務所の所在地

広島県××市××町〇〇番〇〇号

「その他の事務所」がない場合は、記載不要です。

- ## 5 定款に記載された目的

定款と一致します。

[2] 定款（定款例）

ページ数が多いため、末尾に記載しております。

[30] 合併認証申請書 の次ページをご覧ください。

[3] 役員名簿

役 員 名 簿			
特定非営利活動法人○○○○○○○○			
役 名	氏 名	住所又は居所	役員報酬 の有無
理 事 (理事長)	○ ○ ○ ○	島根県松江市殿町 1 番地	有
		<p>「理事」「監事」を記載します。理事長などの役職名は（ ）書きします。</p> <p>定款の附則と一致します。 住民票と一致します。 外国の方などでアルファベットを用いる場合は、（ ）書きで読み方をカタカナで記載します。</p>	
理 事	○ ○ ○ ○	島根県出雲市○○町○○番地	無
・		<p>住民票と一致します。</p> <p>報酬の有無を記載します。 報酬を受ける役員は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければなりません。</p>	
監 事	○ ○ ○ ○	○○県○○市○○町○○番地	・
監 事	○ ○ ○ ○	○○県○○市○○町○○番地	無
		<p>理事と監事は兼務できません。 法人の職員と監事は兼務できません。 監事は、役員報酬可、給料不可。</p>	

※公益的な活動を行う法人であるという観点から、役員にはなれない場合があります。

（第1章1. (2) ⑬をご覧下さい。）

※NPO法人が私物化されるのを防ぐため、役員の親族の割合が制限されています。

（第1章1. (2) ⑭をご覧ください。）

[4] 就任承諾書及び誓約書の謄本 (コピー)

原本は申請者が保管し、所轄庁へはコピーを提出します。
原本証明は不要です。

年 月 日

設立総会日以降の就任を承諾した日を記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

住所と氏名は住民票と一致します。
記名（パソコン等）、署名（自筆）どちらでも可。

住所又は居所
氏 名

「理事」「監事」を記載します。

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇の（ ）に就任することを承諾する
とともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定
に違反しないことを誓約します。

□NPO法第20条（第1章1.（2）⑬をご覧ください。）

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

□NPO法第21条（第1章1.（2）⑭をご覧ください。）

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

[5] 役員の住所又は居所を証する書面

説明

1. 住民基本台帳法の適用を受ける方

市町村から交付された住民票

- ・ 本籍の表示は不要です。
- ・ 役員本人のみのものを提出します（世帯全員のものは不要です）。
- ・ 申請日の前6か月以内に作成されたものを提出します。
- ・ 市町村から交付された書面を提出します（コピーの提出は、原本証明があっても不可です）。

但し、所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合は、住民票を省略できる場合があります。この適用の有無は、所轄庁によって異なりますので、所轄庁にお問い合わせください。

- ・ 所轄庁による住民基本台帳での確認については、住民基本台帳の本人確認情報を利用する旨の意志表示が必要です。
- ・ 所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合（住民票を省略する場合）は、提出書類に記載する住所が住民票と一致していることを事前にご確認ください。

2. 上記以外の方の提出書類

役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

- ・ 日本国に住所又は居所を有しない方については、各国政府が発給する住所を証明する書面などを提出します。
- ・ 書面が外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付する必要があります。

[6] 社員のうち 10 人以上の者の名簿

社員（総会の議決権を持つ正会員）が 10 人以上いることを確認するための書類です。最低限 10 名が記載してあればよく、全正会員を記載する必要はありません。役員（理事・監事）も正会員であれば記載できます。

社員のうち 10 人以上の者の名簿

特定非営利活動法人○○○○○

氏 名	住 所 又 は 居 所
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ • • • • •	島根県○○市○○町○丁目○番○○号 島根県○○市○○町○丁目○番○○号
	役員を記載する場合は、氏名及び住所等は住民票と一致します。
株式会社 □□□□ 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○	島根県○○市○○町○丁目○番○○号
	団体会員を記載する場合は、 氏名欄に「団体名」「代表者の肩書」「代表者名」を 住所又は居所欄に「事務所所在地」を記載します。

[7] 確認書

- ① 宗教活動や政治活動、選挙運動を目的とした団体でないこと
② 暴力団に関係していないこと
を確認するための書類です。
①②について設立総会で確認し、議事録に記載します。

確 認 書

特定非営利活動法人○○○○○ は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、 年 月 日に開催された設立総会において確認しました。

年 月 日

設立総会日以降の確認書を作成した日を記載します。

特定非営利活動法人○○○○○

設立（代表）者

住所又は居所

氏 名

住所・氏名を住民票どおりに記載します。
記名（パソコン等）、署名（自筆）どちらでも可。

NPO法第2条第2項第2号 （宗教、政治、選挙）（第1章1.（2）⑤をご覧ください。）

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

NPO法第12条第1項第3号 （暴力団）（第1章1.（2）⑧をご覧ください。）

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第47条第6号において同じ。）
ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

これらの疑いがある場合は、所轄庁は警視総監または道府県警察本部長に意見聴取を行うことができます（法43の3）。

[8] 設立趣旨書

法人設立の目的や設立の経緯、今後の活動方針について、市民の皆様にわかりやすく記載します。
任意団体からN P O法人となる場合は、任意団体時の活動経緯についても記載します。

設立趣旨書

1 趣旨

特定非営利活動法人○○○○○は、○○○に関する○○○のために○○○に取り組みます

活動のきっかけ
取り組む課題
これまでの活動実績

特に決まった書き方はありませんが、法人の活動内容や、取り組む目標（決意）について一言で表した後に、以下のようなポイントを押さえて記載することをお勧めします。

〈記載のポイント〉

- ① 活動に取り組むきっかけとなった現状や課題、社会的背景など
- ② ①についての問題提起、
- ③ ②がどのようになれば望ましいと考えているか
- ④ 任意団体としての活動実績
- ⑤ ②や③に対して、今後どのように取り組もうと考えているか
- ⑥ 法人格が必要となった理由（決意）

2 申請に至るまでの経過

年 月 日 任意団体○○○を設立

年 月 日 特定非営利活動法人設立のための勉強会開催

年 月 日 発起人会開催

年 月 日 設立総会開催

設立総会日以降の設立趣旨書を作成した日を記載します。

年 月 日

氏名を住民票どおりに記載します。

記名（パソコン等）、署名（自筆）どちらでも可。

特定非営利活動法人○○○○○

設立（代表）者

氏 名

[9] 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）

原本は申請者が保管し、所轄庁へはコピーを提出します。

原本証明は不要です。

特定非営利活動法人○○○○○設立総会議事録

1 開催の日時 年 月 日 () 午前 時から午後 時 分まで

2 開催の場所 島根県○○市○○町○○丁目○○番○○号
○○センター○○会議室

時間も記入します。

3 出席者数 名 (うち表決委任者 名、書面表決者 名)

4 議 事

(1) 議長選任の件

司会より、○○○○氏を議長に指名し、全員異議なくこれを承認した。

(2) 議事録署名人選任の件

議長より、本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、○○○○氏及び△△△△氏を選任することを全員異議なく承認した。

(3) 第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○設立の件

議長より設立趣旨書を配布し、この趣旨をもとに特定非営利活動法人○○○○を設立したい旨諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第2号議案 確認書の確認の件

議長から、特定非営利活動法人○○○○が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することについて、満場一致で確認した。

第3号議案 定款に関する件

議長より定款案を配布し、審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第4号議案 設立当初の資産に関する件

議長より設立当初の財産目録案を配布し、全員異議なくこれを承認した。

第5号議案 設立当初の入会金及び会費に関する件

議長より設立当初の入会金及び会費について諮り、審議の結果、入会金を正会員〇〇〇円、賛助会員〇〇〇円、年会費を正会員〇〇〇円、賛助会員〇〇〇円（1口以上）とすることを全員異議なくこれを承認した。

第6号議案 事業計画及び予算に関する件

議長より平成〇〇年度及び平成△△年度の事業計画書及び活動予算書を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第7号議案 設立当初の役員に関する件

議長より設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、理事に〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、監事に〇〇〇〇氏、とすることを全員異議なくこれを承認した。また、理事のうち理事長に〇〇〇〇氏、副理事長に〇〇〇〇氏とすることについても、全員異議なく承認した。

第8号議案 事務所の決定に関する件

議長より当法人の事務所について、定款第〇条のとおり決定したい旨について諮り、審議の結果、全員異議なくこれを承認した。

～定款において、所在地を最小行政区画（市町）までの記載にとどめる場合は、次のように議事録に番地まで記載します。～

第8号議案 事務所の決定に関する件

議長より当法人の事務所について、下記のとおり決定したい旨について諮り、審議の結果、全員異議なくこれを承認した。

主たる事務所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

その他の事務所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

第9号議案 設立代表者選任に関する件

議長より設立代表者の人選について諮り、審議の結果、〇〇〇〇氏を設立代表者とすることで全員異議なくこれを承認した。

第10号議案 設立認証申請に伴う申請書類等の字句の修正等に関する件

議長が、設立認証の申請書類の提出に当たり、申請書類の字句や軽微な事項の修正が必要となった場合には、設立代表者に一任してよいかどうか諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

以上をもって議事を全部終了し、 時 分に閉会した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人次に記名、押印又は署名、押印する。

記名（パソコン等）、署名（自筆）については、
定款に規定したとおりに記載します。

年 月 日

議 長 ○○ ○○ (印)
議事録署名人 △△ △△ (印)
議事録署名人 □□ □□ (印)

設立総会の日以降の議事録を
作成した日を記載します。

記名（パソコン等）、署名（自筆）のどちらかにするかは、
定款で規定したとおりにします。

[10] 事業計画書（設立当初の事業年度 及び 翌事業年度）

設立当初の事業年度と翌事業年度は別の用紙で作成します。

年度 事業計画書

成立の日から 年 月 日まで

翌事業年度は、
「 年 月 日から
年 月 日まで」
となります。

特定非営利活動法人○○○○○

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

各事業費の予定額の合計と
活動予算書の事業費の合計が
一致します。

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数	事業費の予算額 (単位:千円)

定款第5条の事業名を記載します。

市民の皆様にわかりやすいように、できる限り詳しく記載します。

3 その他事業

定款に「その他事業」を規定している場合は記載します。
規定していても実施予定がない場合は「予定なし」と記載します。

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数	事業費の予算額 (単位:千円)

[11] 活動予算書（設立当初の事業年度 及び 翌事業年度）

（「その他の事業」を行わない場合）

設立当初の事業年度と翌事業年度は
別の用紙で作成します。

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費	① ②	A ①+② B ③
正会員受取会費①	①	A ①+②
賛助会員受取会費②	②	B ③
2. 受取寄附金③	④	C ④+⑤
3. 受取助成金等	⑤	C ④+⑤
受取民間助成金④	④	C ④+⑤
受取地方公共団体助成金⑤	⑤	C ④+⑤
4. 事業収益	⑥ ⑦	D ⑥+⑦
自主事業収益⑥	⑥	D ⑥+⑦
受託事業収益⑦	⑦	D ⑥+⑦
5. その他収益	⑧ ⑨	E ⑧+⑨
受取利息⑧	⑧	E ⑧+⑨
雑収益⑨	⑨	E ⑧+⑨
経常収益計[A]	A A+B+C+D+E	
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当⑩	⑩	事業計画書の「事業費の予定期額」と一致します。
臨時雇賃金⑪	⑪	事業計画書の「事業費の予定期額」と一致します。
法定福利費⑫	⑫	事業計画書の「事業費の予定期額」と一致します。
人件費計	⑩～⑫	G ⑩～⑫
(2) その他経費		
旅費交通費⑬	⑬	事業計画書の「事業費の予定期額」と一致します。
通信運搬費⑭	⑭	事業計画書の「事業費の予定期額」と一致します。
印刷製本費⑮	⑮	事業計画書の「事業費の予定期額」と一致します。
その他経費計	⑯～⑯	G ⑩～⑫
事業費計	G ⑩～⑫	
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当⑯	⑯	G (事業費計) ≥ H (管理費計) になります。
役員報酬⑰	⑰	G (事業費計) ≥ H (管理費計) になります。
法定福利費⑱	⑱	G (事業費計) ≥ H (管理費計) になります。
人件費計	⑯～⑯	H ⑯～⑯
(2) その他経費		
旅費交通費⑲	⑲	H ⑯～⑯
通信運搬費⑳	⑳	H ⑯～⑯
印刷製本費㉑	㉑	H ⑯～⑯
その他経費計	㉒～㉒	H ⑯～⑯
管理費計	H ⑯～㉒	
経常費用計[B]	B G+H	
当期正味財産増減額		
設立時正味財産額		
次期繰越正味財産額		
	翌事業年度の「前期正味財産額」	

(「他の事業」を行う場合)

翌事業年度は、
「年月日から
年月日まで」
となります。

○○年度 活動予算書

成立の日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人○○○○○○

設立当初の事業年度と翌事業年度は
別の用紙で作成します。

(単位：円)

科 目	特定非営利活動にかかる事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費	① ② ③ ④ ⑤		① ② ③ ④ ⑤
2. 受取寄附金③	③		③
3. 受取助成金等	④ ⑤		④ ⑤
受取民間助成金④	④		④
受取地方公共団体助成金⑤	⑤		⑤
4. 事業収益	⑥ ⑦	⑥ ⑦	⑥ ⑦
自主事業収益⑥	⑥	⑥	⑥
受託事業収益⑦	⑦	⑦	⑦
5. その他収益	⑧ ⑨	⑧ ⑨	⑧ ⑨
受取利息⑧	⑧	⑧	⑧
雑収益⑨	⑨	⑨	⑨
経常収益計[A]	A ①～⑨	A ⑥～⑨	A ①～⑨
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	⑩ ⑪ ⑫	⑩ ⑪ ⑫	⑩ ⑪ ⑫
給料手当⑩	⑩	⑩	⑩
臨時雇賃金⑪	⑪	⑪	⑪
法定福利費⑫	⑫	⑫	⑫
人件費計	⑩～⑫	⑩～⑫	⑩～⑫
(2) その他経費	⑬ ⑭ ⑮	⑬ ⑭ ⑮	⑬ ⑭ ⑮
旅費交通費⑬	⑬	⑬	⑬
通信運搬費⑭	⑭	⑭	⑭
印刷製本費⑮	⑮	⑮	⑮
その他経費計	⑬～⑮	⑬～⑮	⑬～⑮
事業費計	⑩～⑯	⑩～⑯	⑩～⑯
2. 管理費			
(1) 人件費	⑯ ⑰ ⑱		⑯ ⑰ ⑱
給料手当⑯	⑯		⑯
役員報酬⑰	⑰		⑰
法定福利費⑱	⑱		⑱
人件費計	⑯～⑱		⑯～⑱
(2) その他経費	⑲ ⑳ ㉑		⑲ ⑳ ㉑
旅費交通費⑲	⑲		⑲
通信運搬費㉑	㉑		㉑
印刷製本費㉑	㉑		㉑
その他経費計	⑲～㉑		⑲～㉑
管理費計	⑯～㉑		⑯～㉑
経常費用計[B]	B ⑩～㉑	B ⑩～㉑	B ⑩～㉑
当期計上増減額	A-B	C A-B	A-B
経理区分振替額	C	△C	
当期正味財産増減額	A-B+C	0	A-B+C
設立時正味財産額	D	0	D
次期繰越正味財産額	A-B+C+D	0	A-B+C+D

[12] 補正書

誤字などの軽微な不備については、設立申請書の所轄庁到達日から1週間に満たない期間、補正することができます。

年 月 日

○○市長
△△町長
島根県知事 様

所轄庁の長あてになります。

書類を提出する日を記載します。

申請者の住所・氏名を住民票どおりに記載します。

(申請者の住所若しくは居所)
申請者名
電話番号

補 正 書

設立認証申請書に記載した日付けを記載します。

補正を行う書類の名称を記載します。

年 月 日に申請した○○○○○○○○について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後	補正前
第○条 ○○○	第○条 △△△
・・・・・	・・・・・

2 補正の理由

補正ができる事項は、以下の両方に該当するものです。

- ・書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のもの
- ・客観的に明白な不備（誤記、誤字又は脱字等）であるもの

添付書類の提出部数は、設立認証申請時に提出した際の部数と同じです。

[13] 設立登記完了届出書

ここでは、例として、島根県の規則様式を掲載しています。
実際に提出する書類は、各所轄庁の様式を使用します。

様式第2号(第5条関係)

書類を提出する日を記載します。

年　月　日

○○市長

△△町長

島根県知事

　　] 様

所轄庁の長あてになります。

特定非営利活動法人の名称

代表者名

電話番号

設立(合併)登記完了届出書

登記事項証明書に記載してある法人設立年月日を
記載します。

年　月　日をもって登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条
第2項の規定により届け出ます。

[14] 設立時の財産目録

✓ 設立時の財産の状況について記載します。
財産がない場合はすべて0円で作成します。

設立時の財産目録

年　月　日現在

登記事項証明書に記載してある
法人設立の年月日を記載します。

特定非営利活動法人○○○○○

(単位：円)

科 目・摘 要	金 額
I 資 産 の 部	
1 流 動 資 產	情報公開されますので、口座番号や 口座名は記載しません。
現 金 預 金	
現 金 現金手許有高①	①
普通預金 △△銀行◇◇支店②	②
流 動 資 產 合 計	A ①+②
2 固 定 資 產	金銭評価ができない資産について は「評価せず」として記載できます。
車両運搬具 △△△△ *台③	
什器備品 パソコン *台④	
歴史的資料	
固 定 資 產 合 計	B ③+④
資 產 合 計 A	A A+B
II 負 債 の 部	
1 流 動 負 債	
2 固 定 負 債	
負 債 合 計 B	B C+D
正 味 財 産	

「正味財産」 = 「資産合計」 - 「負債合計」



[15] 事業報告書等提出書

<p>○○市長 △△町長 島根県知事</p> <p>所轄庁の長あてになります。</p>	<p>書類を提出する日を記載します。</p> <p>年 月 日</p> <p>主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人○○○○○ 代表者 職・氏名 電話番号</p> <p>事業報告書等提出書 特定非営利活動促進法第29条の規定に基づき下記の書類を提出します。 記</p> <p>1 前事業年度の事業報告書 2 前事業年度末の活動計算書 ※計算書類の注記を含む 3 前事業年度末の貸借対照表 4 前事業年度末の財産目録 5 前事業年度の役員名簿（前事業年度に役員だったことがある者全員の氏名及び住所又は居所 並びにこれらの者について前事業年度における報酬の有無を記載した名簿） 6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面</p>
---	--

[16] 事業報告書

書き方は自由です。
法人の活動が市民の皆様に伝わるように、
工夫しましょう。

年度 事業報告書

当該事業年度の
初日から末日

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人○○○○○

1 事業の成果

活動の内容が伝わるようにしましょう。
写真などを入れてもよいでしょう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施事業の 日時、場所、 従事者の人数	受益対象者の範囲 及び人数、評価	事業費の 金額 (単位：千円)

定款第5条の事業名を
記載します。

できる限り詳しく記載
します。

- 各事業の全体の合計額＝活動計算書の事業費計の額
- 各事業費の金額＝注記中、「事業別損益の状況」の各事業に係る経常費用計

(2) その他の事業

定款に「その他事業」を規定している場合は記載します。
規定していても実施しなかった場合は「実施しなかつた」と記載します。

事業名	事業内容	実施事業の 日時、場所、 従事者の人数	受益対象者の範囲 及び人数、評価	事業費の 金額 (単位：千円)

定款第5条の事業名を
記載します。

できる限り詳しく記載
します。

- 各事業の全体の合計額＝活動計算書の事業費計の額
- 各事業費の金額＝注記中、「事業別損益の状況」の各事業に係る経常費用計

3 会議に関する事項

(1) 理事会 (開催年月日 年 月 日)

開催場所

出席者数 (理事人数)

議決事項の概要

(2) 総会 (開催年月日 年 月 日)

開催場所

出席者数 名 (うち表決委任者 名) / 正会員数 名

議決事項の概要

[17] 活動計算書

(「その他の事業」を行わない場合)

年度 活動計算書 年月日から 年月日まで		特定非営利活動法人○○○○○○ (単位:円)
科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費	①	
正会員受取会費①	②	A ①+②
賛助会員受取会費②		B ③
2. 受取寄附金③		
3. 受取助成金等	④	
受取民間助成金④	⑤	C ④+⑤
受取地方公共団体助成金⑤		
4. 事業収益	⑥	
自主事業収益⑥	⑦	D ⑥+⑦
受託事業収益⑦		
5. その他収益	⑧	
受取利息⑧	⑨	E ⑧+⑨
雑収益⑨		
経常収益計[A]		A A+B+C+D+E
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当⑩	⑩	
臨時雇賃金⑪	⑪	
法定福利費⑫	⑫	
人件費計	⑩～⑫	
(2) その他経費		
旅費交通費⑬	⑬	
通信運搬費⑭	⑭	
印刷製本費⑮	⑮	
その他経費計	⑯～⑰	
事業費計		
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当⑯	⑯	
役員報酬⑰	⑰	
法定福利費⑱	⑱	
人件費計	⑯～⑱	
(2) その他経費		
旅費交通費⑲	⑲	
通信運搬費⑳	⑳	
印刷製本費㉑	㉑	
その他経費計	㉒	
管理費計		
経常費用計[B]		B G+H
当期正味財産増減額		
前期正味財産額		
次期繰越正味財産額		C
		A-B+C

(「その他の事業」を行う場合)

年度活動計算書			
年　月　日から	年　月　日まで	当該事業年度の初日から末日 特定非営利活動法人○○○○○○（単位：円）	
科　目	特定非営利活動にかかる事業	その他の事業	合　計
I 経常収益			
1. 受取会費	①		①
正会員受取会費①	②		②
賛助会員受取会費②	③		③
2. 受取寄附金③			
3. 受取助成金等	④		④
受取民間助成金④	⑤		⑤
受取地方公共団体助成金⑤			
4. 事業収益	⑥	⑥	⑥
自主事業収益⑥	⑦	⑦	⑦
受託事業収益⑦			
5. その他収益	⑧	⑧	⑧
受取利息⑧	⑨	⑨	⑨
雑収益⑨			
経常収益計[A]	[A] ①～⑨	[A] ⑥～⑨	[A] ①～⑨
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	まず、「事業費」と「管理費」に分けます。		
給料手当⑩		⑩	⑩
臨時雇賃金⑪		⑪	⑪
法定福利費⑫		⑫	⑫
人件費計	⑩～⑫	⑩～⑫	⑩～⑫
(2) その他経費	事業計画書の「事業費の予定期額」と一致します。		
旅費交通費⑬	⑬	⑬	⑬
通信運搬費⑭	⑭	⑭	⑭
印刷製本費⑮	⑮	⑮	⑮
その他経費計	⑬～⑮	⑬～⑮	⑬～⑮
事業費計	[B] ⑩～⑯	[B] ⑩～⑯	[B] ⑩～⑯
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当⑯	⑯	⑯	⑯
役員報酬⑰	⑰	⑰	⑰
法定福利費⑱	⑱	⑱	⑱
人件費計	⑯～⑱	⑯～⑱	⑯～⑱
(2) その他経費	「特定非営利活動に係る事業」≥「その他の事業」になります。 ※管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業費等を圧迫してはならないため。		
旅費交通費⑲	⑲	⑲	⑲
通信運搬費⑳	⑳	⑳	⑳
印刷製本費㉑	㉑	㉑	㉑
その他経費計	⑲～㉑	⑲～㉑	⑲～㉑
管理費計	[C] ⑯～㉑	[C] ⑯～㉑	[C] ⑯～㉑
経常費用計[B]	[B] ⑩～㉑	[B] ⑩～㉑	[B] ⑩～㉑
当期計上増減額	A-[B]	C-[A-B]	A-[B]
経理区分振替額	C	△C	
当期正味財産増減額	A-[B]+C	0	A-[B]+C
前期正味財産額	D	0	D
次期繰越正味財産額	A-[B]+C+D	翌事業年度の「前期正味財産額」	A-[B]+C+D

[18] 貸借対照表

年度 貸借対照表		
科 目・摘 要	金 額	
I 資 産 の 部		
1 流 動 資 産		
現金預金①	①	
未収金②	②	
流 動 資 産 合 計	A ①+②	
2 固 定 資 産		
車両運搬具③	③	
什器備品④	④	
固 定 資 産 合 計	B ③+④	
資 産 合 計 A		A+B
II 負 債 の 部		
1 流 動 負 債		
未払金⑤	⑤	
預り金⑥	⑥	
流 動 負 債 合 計	C ⑤+⑥	
2 固 定 負 債⑦		⑦
負 債 合 計 B		B C+⑦
III 正 味 財 産 の 部		
前期繰越正味財産		D
当期正味財産増減額		E
正 味 財 産 合 計		C D+E
負債及び正味財産合計		B+C
「計算書類の注記」(作成例[19])は、特に記載すべき事柄に該当しなければ、このように貸借対照表に記載してもかまいません。		
計算書類の注記		
1 重要な会計方針		
計算書類の作成は、NPO 法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会）によっています。		

[19] 計算書類の注記

以下は、想定される注記を例示したものです。これらを参考に法人において該当がある項目のみ記載します。ただし、「1 重要な会計方針」は必ず記載が必要です。この場合は「貸借対照表」の下欄に記載する方法もあります。（作成例〔18〕「貸借対照表」参照）

なお、認定NPO法人においては、詳細に記載されることが望されます。

計算書類の注記

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日～2017年12月12日最終改正NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1）固定資産の減価償却の方法

- ・○○の減価償却は定率法によっています。

（2）引当金の計上基準

- ・退縮給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期待ちにおける退職給付債務に基づき登記待ちに発生していると認められる金額を計上します。

- ・○○引当金

.....

（3）施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」として注記しています。

（4）ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

（5）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

事業費のみの内訳を表示することも可能です。

事業を区分していない法人においては、記入は不要です。

2 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	A 事業費	B 事業費	C 事業費	D 事業費	事業 部門計	管理 部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

事業費ごとの計は、事業報告書の各事業費の金額と一致します。

- 「事業部門計」＝活動計算書「事業費計」
- 「管理部門」＝活動計算書「管理費計」
- 「合計」＝活動計算書「経常費用計」

3 施設の提供等の物的サービスの受入れの内訳

(単位：円)

内 容	金 額	算定方法
○○体育館の無償利用	×××	○○体育館が一般に公表している利用料金表によって算定しています。

4 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳 (単位：円)

内 容	金 額	算定方法
○○事業相談員	×××	単価は島根県の最低賃金によっています。

5 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下のとおりです。

当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	備考
○○地震被災者 支援事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支 援用資金
* * 財団助成 □□事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は×× 円です。活動計算書に 計上した額××円と の差額××円は前受 助成金として貸借対 照表に負債計上して います。
合計	×××	×××	×××	×××	



対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載します。
助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載します。

6 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首 取得価額	取得	減少	期末 取得価額	減価償却 累計額	期末 帳簿価額
有形固定資産 什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

7 借入金の増減内訳

(単位：円)

内容	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
短期借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

8 役員及びその近親者との取引の内容 (単位:円)

科 目	計算書類に 計上された金額	内役員及び 近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	× × ×	× × ×
委託料	× × ×	× × ×
活動計算書 計	× × ×	× × ×
(貸借対照表)		
未払金	× × ×	× × ×
役員借入金	× × ×	× × ×
貸借対照表 計	× × ×	× × ×

9 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- 現物寄附の評価方法
- 事業費と管理費の按分方法 など

[20] 財産目録

財産目録			
当該事業年度の末日 年 月 日現在			
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇			
(単位:円)			
科 目・摘 要			金 額
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産	情報公開されますので、口座番号や 口座名は記載しません。		
現 金 預 金			
現 金 現金手許有高①	①		
普通預金 △△銀行◇◇支店②	②		
流 動 資 產 合 計	A ①+②		
2 固 定 資 産			
車両運搬具 △△△△ *台③			
什器備品 パソコン *台④			
歴史的資料			
固 定 資 產 合 計	B ③+④		
資 産 合 計 A	A A+B		
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
2 固 定 負 債			
負 債 合 計 B	B C+D		
正 味 財 産			
「正味財産」 = 「資産合計」 - 「負債合計」			

[21] 年間役員名簿（前事業年度）

前事業年度の年間役員名簿					
		年 月 日から	年 月 日まで	特定非営利活動法人○○○○○	
役名	氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間	
理 事 (理事長)	○○ ○○	○○○○○	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
理 事 (副理事長)	○○ ○○	○○○○○	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	無
監 事	○○ ○○	○○○○○	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	無

「理事」か「監事」を記載します。「理事長」などは()書きします。

氏名及び住所等は、住民票と一致します。

事業年度内における就任期間を記載します。年度途中の異動がない場合は、3月決算法人については、4/1～3/31となります。

理事と監事は兼務できません。
法人の職員と監事は兼務できません。
監事は、役員報酬可、給料不可。

報酬の有無を記載します。
報酬を受ける役員は、役員総数の3分の1以下でなければなりません。

※公益的な活動を行う法人であるという観点から、役員にはなれない場合があります。

(第1章1. (2) ⑧-3 「役員の欠格事由」をご覧下さい。)

※N P O法人が私物化されるのを防ぐため、役員の親族の割合が制限されています。

(第1章1. (2) ⑧-4 「役員の親族等の排除」をご覧ください。)

[22] 社員のうち 10 人以上の者の名簿（前事業年度）

社員（総会の議決権を持つ正会員）が 10 人以上いることを確認するための書類です。最低限 10 名が記載してあればよく、全正会員を記載する必要はありません。役員（理事・監事）も正会員であれば記載できます。

社員のうち 10 人以上の者の名簿

当該事業年度の末日

年 月 日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
○ ○ ○ ○	島根県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
○ ○ ○ ○	島根県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
・	・
・	・
役員を記載する場合は、氏名及び住所等は住民票と一致します。	・
・	・
・	・
株式会社 □□□□	島根県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
代表取締役社長	
○ ○ ○ ○	
・	・
団体会員を記載する場合は、 氏名欄に「団体名」「代表者の肩書」「代表者名」を 住所又は居所欄に「事務所所在地」を記載します。	



[23] 役員の変更等届出書

ここでは、例として、島根県の規則様式を掲載しています。

実際に提出する書類は、各所轄庁の様式を使用します。

様式第3号(第6条関係)

書類を提出する日を記載します。

年 月 日

○○市長
△△町長
島根県知事

} 様

所轄庁の長あてになります。

特定非営利活動法人○○○○○

代表者の氏名

電話番号

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

記

- ・任期満了後、続けて就任する場合は「再任」です。
- ・理事の任期満了後に監事に就任する場合（役名変更の場合）は、理事については「任期満了」、監事については「新任」として2行にわたり記載します。
- ・代表者の変更については、法務局で変更登記の手続きが必要です。

変更年月日	変更事項	役職名	氏名	住所又は居所
年 月 日	再任	理事	○○ ○○	松江市・・・
年 月 日	任期満了	理事	○○ ○○	江津市・・・
年 月 日	新任	理事	○○ ○○	飯南町・・・
年 月 日	住所変更	監事	○○ ○○	吉賀町・・・
年 月 日	代表者変更	理事長	○○ ○○	隱岐の島町・

↑
社員総会の日等の実際に変更のあった日を記入します（登記簿上の変更年月日と一致します）。

[24] 定款變更認証申請書

ここでは、例として、島根県の規則様式を掲載しています。
実際に提出する書類は、各所轄庁の様式を使用します。
所轄庁の変更の場合は、変更前の所轄庁に、変更前の所轄庁
の様式で提出します。

様式第4号(第7条関係)

書類を提出する日を記載します。

年 月 日

○○市長
△△町長
島根県知事 } 様

所轄庁の長あてになります。

この申請により法人の名称を変更する場合、
変更前（現行）の名称を記載します。

申請者 郵便番号

住所又は居所

氏名

電話番号

定款變更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

	変更後	変更前
第〇条	この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) ○○○○○事業 (2) ○○○○○事業 (3) ○○○○○事業	この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) ○○○○○事業 (2) ○○○○○事業
第〇条	・・・・・・・・・	・・・・・・・・・

「別紙のとおり」とし、別の用紙で新旧対照記表を作成してもよいです。

2 変更の理由

理由をわかりやすく書きます

[25] 定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）

原本は法人が保管し、所轄庁へはコピーを提出します。
原本証明は不要です。
記載内容は法人が定款で規定した内容と一致します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇総会議事録

1 開催の日時 年 月 日 () 午前 時から午後 時 分まで
2 開催の場所 島根県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇センター〇〇会議室

時間も記入します。

3 出席者数 名 (うち表決委任者 名、書面表決者 名) /会員総数 名

4 議 事

(1) 議長選任の件

司会より、〇〇〇〇氏を議長に指名し、全員異議なくこれを承認した。

(2) 議事録署名人選任の件

議長より、本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、
〇〇〇〇氏及び△△△△氏を選任することを全員異議なく承認した。

(3) 第1号議案 定款変更承認に関する件

事務局から定款変更の新旧対照表を配布し説明を行い、逐次審議したところ、全員
異議なく満場一致をもって原案どおり承認した。

第2号議案 定款変更の日に属する事業年度および翌事業年度の事業計画に関する件

事務局から定款変更の日に属する事業年度および翌事業年度の事業計画（案）を配
布し説明を行い、詳細に審議したところ、全員異議なく原案どおり承認した。

第3号議案 定款変更の日に属する事業年度および翌事業年度の予算に関する件

事務局から定款変更の日に属する事業年度および翌事業年度の予算（案）を配布し、
説明を行い、詳細に審議したところ、全員異議なく原案どおり承認した。

第4号議案 定款変更認証申請に伴う申請書類等の字句の修正等に関する件

議長が、定款変更認証の申請書類の提出に当たり、申請書類の字句や軽微な事項の修正
が必要となった場合には、理事長に一任してよいかどうか諮ったところ、全員異議なくこ
れを承認した。

以上をもって議事を全部終了し、 時 分に閉会した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人次に記名、押印又は署名、押印する。

記名（パソコン等）、署名（自筆）については、
定款で規定したとおりに記載します。

年 月 日

議 長 ○○ ○○ (印)
議事録署名人 △△ △△ (印)
議事録署名人 □□ □□ (印)

記名（パソコン等）、署名（自筆）のどちらにするかは、定款で規定したとおりにします。

[26] 定款変更登記完了提出書

ここでは、例として、島根県の規則様式を掲載しています。
実際に提出する書類は、各所轄庁の様式を使用します。

様式第5号の2（第9条関係）

書類を提出する日を記載します。

年　月　日

○○市長
△△町長
島根県知事

　　} 様

所轄庁の長あてになります。

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

[27] 定款変更届出書

ここでは、例として、島根県の規則様式を掲載しています。
実際に提出する書類は、各所轄庁の様式を使用します。

様式第5号(第8条関係)

書類を提出する日を記載します。

年 月 日

○○市長
△△町長
島根県知事

} 様

所轄庁の長あてになります。

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

定款變更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

記

1 変更の内容

	変更後	変更前
第〇条	・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
第〇条	・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・

「別紙のとおり」とし、別の用紙で新旧対照記表を作成してもよいです。

2 変更の理由

…のため。

3 変更した時期

年 月 日 社員総会決議

理由をわかりやすく書きます

[28] 解散届出書

ここでは、例として、島根県の規則様式を掲載しています。

実際に提出する書類は、各所轄庁の様式を使用します。

様式第7号(第12条関係)

書類を提出する日を記載します。

年 月 日

○○市長
△△町長
島根県知事

} 様

法務局に登記した清算人

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

電話番号

解散届出書

特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により届け出ます。

記

1 解散の理由

○○を実施してきたが、〔 繼続が困難な状況になり
法人としての目的を達成したため 〕 ○月○日に

開催した社員総会での決議により、解散する。

2 残余財産の処分方法

残余財産なし

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

[29] 清算結了届出書

ここでは、例として、島根県の規則様式を掲載しています。
実際に提出する書類は、各所轄庁の様式を使用します。

様式第10号(第14条関係)

書類を提出する日を記載します。

年　月　日

○○市長
△△町長
島根県知事

} 様

法務局に登記した清算人

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

電話番号

清 算 結 了 届 出 書

年　月　日付けをもって解散した当法人の清算を　年　月　日に結了
したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け出ます。

添付書類 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書

[30] 合併認証申請書

ここでは、例として、島根県の規則様式を掲載しています。
実際に提出する書類は、各所轄庁の様式を使用します。

様式第11号(第15条関係)

書類を提出する日を記載します。

年 月 日

○○市長
△△町長
島根県知事 } 様

特定非営利活動法人の名称(甲)
代表者の氏名
電話番号

特定非営利活動法人の名称(乙)
代表者の氏名
電話番号

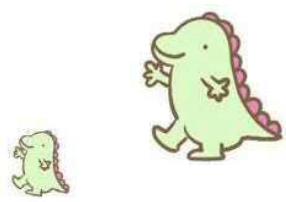
合併認証申請書

下記のとおり合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併後の特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

合併後のN P O法人の内容を
記載します。



[2] 定款（定款例）

定款とは、組織活動の根本規則であり、これを記載した書類のことです。

法人は、法令に従い、定款に記載された目的の範囲内において権利を有し義務を負います（民法34）。定款に定めていない事業活動や法人運営を行うことは適正ではありません。定款は法人内部の規範でもあり、社員に対して明確なものでなければなりません。法務局での登記手続や契約上必要な場合もあります。また、内閣府ポータルサイト等で情報公開されており、全国の市民の皆様がインターネットでいつでもどこからでも見ることができます。

とても重要な書類ですので、法人内でよく確認して把握し、常に精査しましょう。

【 定款に必ず記載が必要な事項 】

定款には、以下の事項について必ず記載が必要です（法11①）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及び他の事務所の所在地
- ⑤ 社員（総会で議決権を有する者）の資格の特徴に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項
- ⑨ 会計に関する事項
- ⑩ 事業年度
- ⑪ その他の事業を行う場合は、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑫ 解散に関する事項
- ⑬ 定款の変更に関する事項
- ⑭ 公告の方法
- ⑮ 設立当初の役員

※「〇〇に関する事項」について、どこまでが絶対的記載事項なのかという線引きが明確ではありません（書籍「NPO法コンメンタール」より）。本ガイドブックでは内閣府が「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き」で示している「必要的記載事項」を準用します。

【 法人の定款より法律が優先 】

法人の定款より法律が優先しますので、法人の定款のみを守っていればよいわけではありません。

例えば、解散の公告について、法では「官報」で行うことが義務づけられています。法人の定款では「官報で行う」ことが定めてなく、「掲示場で行う」とのみ定めてあった場合、「掲示場」のみで公告をすればよいわけではなく、「官報」(法で規定)と「掲示場」(法人の定款で規定)の両方で公告しなければなりません。混乱を避けるために、定款例では法で規定されている「官報で行う」旨を記載しています。

定款例には法の規定が入れ込まれてあります。定款を作成、変更するときは、役員の代替わり等後々の法人体制を考慮して、よく検討してください。

法人の設立や運営に当たっては「NPO法を知らなかつた」では済まされませんので、NPO法を読んで承知しておくことも大事です。

【 総会と理事会 】

法人の意思決定を総会主導型（社員（正会員）主導）とするか理事会主導型（理事主導）とするかで、定款のつくりが異なります。総会は法人の最高の意思決定機関であることや民主制の観点、法人の規模、意思決定の迅速性などを考慮して、総会と理事会の権能のバランスをよく検討してください。

なお、総会は法で少なくとも年一回の開催が定められていますが、理事会についての法の規定はなく、理事会は必ず置かなければならないものではありません。ただし、法人の業務（※）は、定款に特別の定めがない事項については理事の過半数で決することになります（法17）。

定款例は、理事会を設置した総会主導型です。

※「法人の業務」の例

- ①総会の議決事項の執行に関するもの ②総会に提出する議案
- ③事業計画、活動予算書 ④決算書、事業報告書の作成 ⑤会員の入会の承認 など

【定款例の構成】

定款例は、次のように構成しています。

第1章 総則 (1条～2条)

第2章 目的及び事業 (3条～5条)

第3章 会員 (6条～12条)

第4章 役員 (13条～20条)

第5章 総会 (21条～30条)

第6章 理事会 (31条～38条)

第7章 資産及び会計 (39条～49条)

第8章 定款の変更、解散及び合併 (50条～53条)

第9章 公告の方法 (54条)

第10章 雜則 (55条)

附 則

定款例中の【】について

定款例の【】内は、空白であったり、数字を記載していたりします。

法人が定款を作成する時に、【】内に数字を記載してください。

定款例

特定非営利活動法人○○○○○定款

第1章 総 則

必要的記載事項

- ・名称（法11①二）
- ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地（法11①四）

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人○○○○○という。

必要的記載事項（法11①二）

登記事項

□国又は地方公共団体の機関等と誤認されるような名称は適当ではありません。

例：NPO法人○○厚生労働省、NPO島根県○○課など

□他の法令等で、使用が禁止されている名称は使用できません。

例：社会福祉法人○○NPO、NPO法人○○病院、NPO法人○○銀行など

□既存のNPO法人と名称及び主たる事務所の所在地を同一とする内容の設立の登記はできません。同一の内容がない場合は所轄の法務局でご確認ください。

□法人の名称は「NPO法人○○○○○」とすることもできます。

□法人名称として登記に使用できる符号は以下のとおりです。

- ①ローマ字（大文字及び小文字）、②アラビヤ数字
- ③「&」（アンパサンド） 「」（アポストロフィー） 「,」（コンマ）
- 「—」（ハイフン） 「.」（ピリオド） 「・」（中点）

※③は、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭又は末尾に用いることはできません。

※ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできます。

※登記事項ですので、詳しくは法務局にお問い合わせ下さい。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を○○県○○市○○町○○番○○号に置く。

必要的記載事項（法11①四）

登記事項

□事務所を複数設置する場合は、「主たる事務所」と「従たる事務所」を明確に区分したうえですべての事務所の所在地を記載する必要があります。

□「その他の事務所」がある場合は、次のように表記します。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を○○県○○市○○町○○番○○号に置く。

□事務所の表示は、最小行政区画（市町村）まで記載し、それ以降の地番を記載しないこともあります。ただし、設立認証申請書や登記の際には地番まで明示しなければなりません。

□事務所には定款や財産目録を備え置く必要があります。閲覧の請求があったときは、正当な理由がない場合、閲覧させなければなりません（法14、法28）。

第2章 目的及び事業

必要的記載事項

- ・目的（法11①一）
- ・特定非営利活動の種類（法11①二）
- ・特定非営利活動に係る事業の種類（法11①二）
- ・その他の事業に関する事項（法11①十一）

（目的）

第3条 この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、[③]に寄与することを目的とする。

必要的記載事項（法11①一）

登記事項

□特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。

□定款例第3条（目的）と第4条（活動の種類）、第5条（事業）は整合します。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3)

必要的記載事項（法11①三）

登記事項

□法2①別表に掲げる活動の種類について、該当するものをすべて、法の表記どおりに記載します（本ガイドブック第1章1.⑥参照）。

□定款例第3条（目的）と第4条（活動の種類）、第5条（事業）は整合します。

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ○○○○○事業
- (2) ○○○○○事業
- (3)
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

必要的記載事項（法11①三及び十一）

登記事項

□法人が行う具体的な事業の内容を記載します。

□定款に記載のない事業を行うことはできません。

□特定非営利活動に係る事業であっても、事業収益をあげることは可能です。なお、特定非営利活動に係る事業であっても、税法上の収益事業に該当する場合は、法人税等の課税対象となります。

□特定非営利活動に係る事業において、付随的な事業を行う場合には、「その他目的を達成するために必要な事業」と記載します。

□定款例第3条（目的）と第4条（活動の種類）、第5条（事業）は整合します。

～「他の事業」について～

□「他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業を経済的に補うための事業や会員間の相互扶助のための共益的な事業を指し、特定非営利活動事業に支障のない限り行うことができます（法5①）。

「他の事業」を行う場合は、次のように記載します。

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①○○○○○事業
- ②○○○○○事業
- ③.....

- (2) その他の事業

- ①○○○○○事業
- ②.....

2 他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に使用しなければならない。

□「他の事業」において、「その他目的を達成するために必要な事業」の記載はできません。

第3章 会 員

必要的記載事項

- ・社員の資格の得喪に関する事項（法11①五、法2②一イ）

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

必要的記載事項（法11①五、法2②一イ）

□社員とは、総会で議決権を有する者のことです。法人と雇用関係にある者（従業員）のことではありません。

□会員は、個人の他、法人や団体なども可能です。

□会員の名称等は自由に設定できますが、どの会員種別が法上の社員（総会で議決権を有する者）に当たるのかを明確にする必要があります。

□賛助会員等、正会員（社員）以外の会員の種類を定款で定める場合は、正会員と区別して記載します。

□正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意です。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

必要的記載事項（法11①五、法2②一イ）

□社員にあたる会員の資格の得喪に関して不当な条件を設けてはなりません。

条件を付す場合は、法人の目的に照らして合理的かつ客観的なものでなければ認められません（本ガイドブック第1章1.（2）⑦参照）。

□定款例第6条（会員の種別）において、正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載することができます（以下、定款例第11条まで同じ）。正会員以外については任意的記載事項です。

〈 正会員の入会についての条件を定める場合の記載例 〉

第 7 条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) …
- (2) …

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

必要的記載事項（法 11①五、法 2②一イ）

入会金や会費の額は、不当に高額で一般の人々を排除するようなものであってはなりません。

入会金又は会費の額は、総会以外の決定機関（理事会）で決めるともできます。

入会金または会費がない場合は、記載する必要がありません。

定款例第 23 条（総会の権能）及び第 32 条（理事会の権能）と整合します。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して【】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

必要的記載事項（法 11①五、法 2②一イ）

社員にあたる会員の資格の得喪に関して不当な条件を設けてはなりません。

条件を付す場合は、法人の目的に照らして合理的かつ客観的なものでなければ認められません（本ガイドブック P.6 ⑩ 参照）。

第 4 号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置きます（定款例第 11 条（会員の除名）参照）。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

必要的記載事項（法11①五、法2②一イ）

□退会が任意であることを明確にします。任意に退会できない場合などは法に抵触します。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

□除名は、法人の一方的な意思で会員の資格を失わせるものですので、手続を慎重に行う必要があります。

□総会の議決以外に理事会やその他の機関の議決でもかまいません。「総会において」を「理事会において」等とすることもできますが、その場合も弁明の機会を設けることは重要です。

□除名について定款で定めがない場合は、通常の総会で議決します。

□定款例第23条（総会の権能）及び第32条（理事会の権能）と整合します。

(入会金等の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、これを返還しない。

□「その他の拠出金品は返還しない」などとすることは、不返還にかかる内容が不明瞭です。、「返還しない」内容を明確に規定します。

第4章 役員

必要的記載事項

・役員に関する事項（法11①六）

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 【3】人以上【　】人以下

(2) 監事 【1】人以上【　】人以下

2 理事のうち、1人を理事長、【1】人を副理事長とする。

必要的記載事項（法11①六）

□役員とは、「理事」及び「監事」のことをいいます。

□「理事」及び「監事」は明確に区分します。

□「理事」は3人以上、「監事」は1人以上としなければなりません(法15)。

- 役員の定数は、「〇人」と記載することもできます。
- 役員は、その定数の3分の2以上いなければならず、欠員が3分の1を超えた場合は、遅滞なく補充しなければなりません（法22）。
- 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害が生じる恐れがあるときは、「仮理事」を選任するための手続をとらなければなりません（法17の3）（本ガイドブック第1章1.（2）「仮理事と特別代理人」参照）。
- 法人や団体は役員にはなれません。
- 第2項…職名は、理事長、代表理事、専務理事などとすることも可能です。その場合は、定款例の全ての表記を変更、統一して下さい。

（選任等）

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。**
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

必要的記載事項（法11①六）

- 第1項…理事の選任を理事会の議決事項にすることもできます。また、必ずしも会員の中から選任しなくてもかまいません。ただし、監事については、理事や法人の業務を監査するという監事の職務の性質上（法18）、総会の議決事項にすることが望ましいです。
- 第3項…理事及び監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人役員に加えることができます（法21）。
- 第4項…参考法19
- 役員の欠格事由に該当する者は役員にはなれません（法20、本ガイドブック第1章1.（2）⑬参照）。
- 定款例第23条（総会の権能）及び第32条（理事会の権能）と整合します。

（職務）

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。**
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

必要的記載事項（法11①六）

- 第1項及び第2項…理事長を置き、その他の理事の代表権を制限するのが一般的です（法16）。

「理事長は、法人の業務について法人を代表する」旨の記載をした場合は、理事長のみが代表権を持つことになり、第2項で他の理事は代表権を持たないことを明記します。
理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば第1項に「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というように記載し、第2項の記載は不要になります（法16）。
- 代表権を制限しなければ、すべての理事が法人を代表することになり、各理事のあらゆる法律行為（契約等）が有効になりますので、混乱を生じないように、法人内で注意が必要です。
- 第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」の記載は不要です。
- 第5項…監事は代表権を持ちません（法18）。理事会は必ず置かれなければならないものではありません（法での規定はありません。）。
- 法人と法人の理事との間で利益相反する場合、その理事はその事項について法人を代表して契約行為等はできないので、「特別代理人」を選任するための手続をとらなければなりません（法17の4、本ガイドブックP.10「仮理事（役員の補充）と特別代理人（利益相反）」参照）。

（任期等）

- 第16条 役員の任期は、【2】年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

必要的記載事項（法11①六、法24①）

- 第1項…役員の任期は2年以内において、定款で定めなければなりません（法24①）。

□第2項…定款第14条第1項（選任等）において役員全員を総会で選任する旨を規定している場合に限り、伸長規程を置くことができます（法24②）。役員を理事会で選任する旨の規定をしている場合は、伸長規程を置くことはできません。

事業年度終了後（役員任期満了後）に総会を開く場合などの役員任期切れなどによる役員不在を防げます。特に代表権を有する理事は登記事項ですので、注意が必要です。詳しくは法務局へお問い合わせください。

また、任期の短縮についても併せて定める場合は、次のように規定します。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

□第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行業務を負うものとされています。しかし、前任者は臨時的に役員の職務を行うものであり、総会の招集などの権限は行使できません。このため、速やかに後任者を選任する必要があります。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできません。その役員（代表権を有する理事）がやめることによって法人が多大なる損害を被るといった非常事態的な場合の規定であり、任期の伸長規程ではありません。代表権を有する理事は登記事項ですので、詳しくは法務局にお問い合わせください。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

必要的記載事項（法11①六）

□定数とは、定款例第13条（役員の種別及び定数）で定めた人数をいいます。

□役員は、その定数の3分の2以上いなければならず、欠員が3分の1を超えた場合は、遅滞なく補充しなければなりません（法22）。

理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害が生じる恐れがあるときは、「仮理事」を選任するための手続をとらなければなりません（法17の3）（本ガイドブックP.9⑯、P.10「仮理事（役員の補充）と特別代理人（利益相反）」参照）。

（解任）

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

必要的記載事項（法 11①六）

- 理事の解任を理事会の議決事項にすることもできます。ただし、監事の解任については、理事や法人の業務を監査するという監事の職務の性質上（法 18）、総会の議決事項にすることが望ましいです。
- 定款例第 23 条（総会の権能）及び第 32 条（理事会の権能）と整合します。

（報酬等）

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

必要的記載事項（法 11①六）

- 第 1 項…法 2 ②口
- 第 3 項…理事会の議決でもかまいません。
- 定款例第 23 条（総会の権能）及び第 32 条（理事会の権能）と整合します。

（職員）

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

第 5 章 総 会

必要的記載事項

- ・会議に関する事項（法 11①七）

（総会の種別）

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

必要的記載事項（法 11①七）

- 理事は、少なくとも毎年一回、通常総会を開かなければなりません（法 14 の 2）
- 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができます（法 14 の 3）。

（総会の構成）

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

□定款第6条（種別）で、「法上の社員」と位置づけた会員を総会の構成員として規定します。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 会員の除名
- (11) その他運営に関する重要事項

必要的記載事項（法11①七）

□法及び定款のそれぞれの条項で総会議決事項と定めているものは、全て記載します。総会は法人の最高機関であり、総会の議決事項をここで明確にします。定款例第32条(理事会の機能)等の他の条文と整合します。

□定款で理事会などに委任されたもの以外は、すべて総会の議決事項です（法14の5）。

□法で総会議決事項と定められているものは次の項目です。

- (1) 定款の変更（法25①）
- (2) 解散（法31①一）
- (3) 合併（法34①）

これ以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができます。

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度【1】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【5】分の【1】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

必要的記載事項（法11①七）

□第1項…少なくとも年1回開催する必要があります（法14の2）。

□第2項第1号…理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集すること

ができます(法 14 の 3①)。

□第2項第2号…総社員の5分の1以上から社員総会の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければなりません。ただし、総社員の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができます(14の3②)。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から【30】日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

必要的記載事項(法 11①七)

- 第3項…総会の招集は、少なくとも5日以上前に行います(法 14 の 4)。「5日前」とは、5日前までに文書を発送すればよく、文書が到達しなければならないという意味ではありません。文書の到達日を考慮して規定しましょう。
- 「電磁的方法」とは、次の方法を指します。受信者が記録を書面に出力できるものであることが必要です(法規 1)。
- ・電子メール
 - ・ウェブサイトへの書き込み
 - ・CD-ROM 等

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- 議長の決め方についての法の規定はありませんので、法人ごとに規定します。
- 議長を理事長にする場合は、次のように規定します。

総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の【2】分の【1】以上の出席がなければ開会することができない。

□定款変更に係る総会を除いて、法で定足数の定めはありませんが、最高意思決定機関としてふさわしい定足数を定めましょう。

なお、定款変更に係る総会については、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときはこの限りではありません(法 25②)。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の【2】分の【1】以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

必要的記載事項（法 11①七）

- 第 1 項…総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項についてのみ決議することができます。ただし、定款で規定した場合は、あらかじめ通知していない事項についても決議できます（法 14 の 6）。
- 「〇分の〇以上」については、法の規定はありませんので、法人が規定します。
- 第 2 項… 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、構成員としての議決権行使するほかに、議長としての議決権も行使することができるという意味です。
- 第 3 項…社員総会を省略することができます（法 14 の 9①）。

(総会の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

必要的記載事項（法 11①七）

- 第 1 項…総会において、社員は平等の表決権を有します（法 14 の 7①）。
- 第 2 項…表決権の行使は、社員自らが出席して行使するのが原則ですが、書面又は電磁的方法、代理人によることも可能です（法 14 の 7②③）。
- 代理人は、定款作成例のように他の正会員に限定することもできますが、正会員以外のものでもよいと規定することも可能です。また、代理人には代理権を証する委任状等が必要です。
- 第 4 項…法人と特定の社員との関係について議決する場合は、その社員には議決権がありません（法 14 の 8）。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面及び電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - 第2項…記名はパソコン等、署名は自筆（サイン）。
 - 第3項…定款例第28条第3項（総会の議決）において、社員総会の決議の省略を規定している場合に、規定します（法14の9）。

第6章 理事会

必要的記載事項

- ・会議に関する事項（法11①七）
- 理事会は、法上、必ず置かなければならないものではありません。ただし、法人の業務（※）は、定款に特別の定めがない事項については、理事の過半数で決することになります（法17）。
- ※「法人の業務」の例
- ①総会の議決事項の執行に関するもの ②総会に提出する議案
 - ③事業計画、活動予算書 ④決算書、事業報告書の作成 ⑤会員の入会の承認 など
- 理事会を置く場合は、理事会の権能と総会の権能を明確にするためにも、定款に規定しなければなりません。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

必要的記載事項（法11①七）

定款例第23条（総会の権能）等の他の条文と整合します。

「この定款で別に定める事項」とは、定款例第14条第2項（理事長の選任）等があります。

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合を開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【2】分の【1】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第2項…「〇分の〇以上」については法の規定はありませんので、法人が規定します。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【14】日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の【5】日前までに通知しなければならない。

第2項…「〇日以内」については法の規定はありませんので、法人が規定します。

第3項…「〇日前」については法の規定はありませんので、法人が規定します。「〇日前」とは、〇日前までに文書を発送すればよく、文書が到達しなければならないという意味ではありません。文書の到達日を考慮して規定しましょう。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の【2】分の【1】以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

□第2項…法人の業務は、定款に特別の定めがない事項については、理事の過半数で決することになります（法17）。

あらかじめ通知しない議決事項について、「○分の○以上の同意」の法の規定はありませんので、法人が規定します。

（理事会の表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることできない。

（理事会の議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

必要的記載事項

- ・資産に関する事項（法11①八）
- ・会計に関する事項（法11①九）
- ・事業年度（法11①十）

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

必要的記載事項（法11①ハ）

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

- 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は記載する必要はありません。
- 当初、特定非営利活動に係る事業のみ行っていた法人が、新たにその他の事業を行い、定款に当該事項を追記する必要が生じた場合は、第39条を次のように記載することも可能です。

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

必要的記載事項（法11①ハ）

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

必要的記載事項（法 11①九）

- 「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、①正規の簿記の原則、②真実性、③明瞭性の原則及び継続性の原則のことです。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の 2 種とする。

- 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は記載する必要はありません。

- 当初、特定非営利活動に係る事業のみ行っていた法人が、新たにその他の事業を行い、定款に当該事項を追記する必要が生じた場合は、第 42 条を次のように記載することも可能です。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条の 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 定款例第 44 条～46 条及び第 49 条…予算管理を行うか否かは法人の任意です。予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載しなくともかまいません（平成 15 年法改正により「予算準拠の法則」は削除されています（法 27 一）。）。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年【4】月【1】日に始まり翌年【3】月【31】日に終わる。

必要的記載事項（法 11①十）

「 月 日」については、法人が規定します。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

必要的記載事項

- ・定款の変更に関する事項（法 11①十三）
- ・解散に関する事項（法 11①十二）

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【4】分の【3】以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届出なければならない。

必要的記載事項（法 11①十三）

定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総会の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要です（法 25、定款例第 28 条（議会の議決））。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続
- 開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【4】分の【3】以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 必要的記載事項（法11①十二）
- 第1項…法31
 - 第2項…解散の際には、社員総数の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることできません。ただし、定款に別段の定めがあるときはこの限りではありません（法31の2）。
 - 第3項…目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能にかかる解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じません（法31②）。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【 】に譲渡するものとする。

必要的記載事項（法11①十二）

- 【 】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は以下のものから選定しなければなりません（法11③）。
 - ①他の特定非営利活動法人
 - ②国又は地方公共団体
 - ③公益社団法人又は公益財団法人
 - ④学校法人
 - ⑤社会福祉法人
 - ⑥更生保護法人
- 【 】には、「解散総会において選定した法人」と規定することもできます。その場合においても、①～⑥から選定しなければなりません。
- 帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することになります（法32②③）。
- 詳しくは、本ガイドブックP.14をご覧ください。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【4】分の【3】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- 合併の議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときはこの限りではありません（法34②）。

第9章 公告の方法

必要的記載事項

- ・公告の方法（法11①十四）

(公告の方法)

〈例1〉

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については、【内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）】に掲載して行う。

〈例2〉

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、【この法人のホームページ】に掲載して行う。

〈例3〉

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については【内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）】に、法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、【この法人の主たる事務所の掲示場】に掲載して行う。

必要的記載事項（法11①十四）

「公告」とは、第三者の権利を保護するために、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。

次の4つについて公告の義務があります。

- ① 解散にかかる債権の申出の公告（法31の10①④）
- ② 破産手続開始申立の公告（法31の12①④）
- ③ 合併の認証後の異議の申し出の公告（法35②）
- ④ 貸借対照表の公告（法28条の2関係）

このうち、①と②については、官報での公告が義務づけられています。

例1～3についての説明は以下のとおりです。

例1) 上記①②③を官報のみで行い、④を【内閣府ポータルサイト（法人入力欄）】で行う場合

例2) 上記①②を官報のみで行い、③④を【この法人のホームページ】で行う場合

例3) 上記①②を官報のみで行い、③を【この法人の主たる事務所の掲示場】で、④を【内

閣府ポータルサイト（法人入力欄）】で行う場合。

（③は、内閣府ポータルサイトやCANPANでは公告できません。）

□貸借対照表の公告の方法は、次の4つから選びます。

①官報（法28の2①一）

②日刊新聞紙等（法28の2①二）

③電子公告（法人のホームページ等のインターネット上のウェブサイト）

（法28条の2①三、法規3の2①）

④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示（主たる事務所の掲示場や入り口付近など）（法28条の2①四、法規3の2②）

□詳しくは、本ガイドブックP.26、P.27をご覧ください。

第10章 雜則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

必要的記載事項（法11②）

□附則は、法人設立当初で決まっていなければならない事項を定めたものです。原則として、

一度規定した附則の変更・削除はできません。特に、設立当初の附則は変更できません。

また、設立当初の附則は、設立総会の議決内容と整合します。

□定款の変更をした場合は、現行附則の下に改正附則を追加し、施行日を記載します。

□詳しくは、本ガイドブックP.37「定款の附則について」をご覧ください。

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 ○○○○

副理事長 ○○○○

理事 ○○○○

・・・

監事 ○○○○

同 ○○○○

必要的記載事項（法11②）

□設立当初の役員は、定款に記載しなければなりません（法11②）。役員名簿と一致します。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から【　】年【6】月【30】日までとする。

□設立当初の役員の任期は、2 年以内です（法 24①）。

□総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を 2 年以内で事業年度末日の 2 ~ 3 ヶ月後にするとしておくと、役員の任期切れなどによる役員不在を防げます。特に代表権を有する理事は登記事項ですので、注意が必要です。詳しくは法務局へお問い合わせください。

定款例第 16 条第 2 項（任期等）で任期の伸長を規定している場合であっても、設立当初から役員不在を起こさないように附則で規定しておきます。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から【　】年【　】月【　】日までとする。

□定款で定めた事業年度末日と会わせます。ただし、設立認証期日が事業年度の終期の直前である場合などは、定款設定の事業年度を超えて（数ヶ月分を翌事業年度に含めても）かまいません。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 ○○○円
正会員会費 ○○○円（1 年間分）
- (2) 賛助会員入会金 ○○○円
賛助会員会費 ○○○円（1 年間分）

□設立当初の入会金及び会費の額については、設立総会で決定し、附則に会員の種別ごとに記載します。入会金等がなければ記載しません。

資料

○特定非営利活動促進法（抄）

（平成十年法律第七号）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 特定非営利活動法人	
第一節 通則（第三条—第九条）	
第二節 設立（第十条—第十四条）	
第三節 管理（第十四条の二—第三十条）	
第四節 解散及び合併（第三十一条—第四十条）	
第五節 監督（第四十一条—第四十三条の三）	
第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人	
第一節 認定特定非営利活動法人（第四十四条—第五十七条）	
第二節 特例認定特定非営利活動法人（第五十八条—第六十二条）	
第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第六十三条）	
第四節 認定特定非営利活動法人等の監督（第六十四条—第六十九条）	
第四章 税法上の特例（第七十条・第七十一条）	
第五章 雜則（第七十二条—第七十六条）	
第六章 罰則（第七十七条—第八十一条）	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものという。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、

第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところに

より、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

<p>四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面</p> <p>五 設立趣旨書</p> <p>六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本</p> <p>七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書</p> <p>八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。)</p> <p>2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>一 申請のあった年月日</p> <p>二 特定添付書類に記載された事項</p> <p>3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。</p> <p>4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。</p> <p>（定款）</p> <p>第十一條 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</p>	<p>四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地</p> <p>五 社員の資格の得喪に関する事項</p> <p>六 役員に関する事項</p> <p>七 会議に関する事項</p> <p>八 資産に関する事項</p> <p>九 会計に関する事項</p> <p>十 事業年度</p> <p>十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項</p> <p>十二 解散に関する事項</p> <p>十三 定款の変更に関する事項</p> <p>十四 公告の方法</p> <p>2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。</p> <p>3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されようしなければならない。</p> <p>一 国又は地方公共団体</p> <p>二 公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人</p> <p>五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人 (認証の基準等)</p> <p>第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。</p> <p>二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。</p> <p>三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）</p>
--	--

る法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。)

□ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならぬ。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならぬ。

第三節 管理

（通常社員総会）

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

（臨時社員総会）

第十四条の三 理事は、必要があると認めるとときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（社員総会の招集）

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（社員総会の権限）

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

（社員総会の決議事項）

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（社員の表決権）

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第二十

八条の二第一項第三号において同じ。)により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の定数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならぬ。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二

百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 暴力団の構成員等

五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（役員の親族等の排除）

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

（役員の欠員補充）

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の変更等の届出）

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員の任期）

第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、

定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

（定款の変更）

第二十五条 定款の変更是、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をし

たときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならぬ。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産

目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中止が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中止が生じた時間及び公告の中止の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
 - 二 定款で定めた解散事由の発生
 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 四 社員の欠亡
 - 五 合併
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号

に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその業務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利

活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第三十二条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定によ

り清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を當む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によつて消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を探るべきことを命ぜることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の

第五節 監督

規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聞くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適切な措置を探ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（1）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（2）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（2）及び（3）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（1） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（1）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した額

（2） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した額

（3） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（2）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人で

ある場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に關係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（4）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資

産の譲渡等を除く。)

- (1) 会員等
- (2) 特定の団体の構成員
- (3) 特定の職域に属する者
- (4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるもの有する者
 - ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- ミ その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
 - (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者
 - (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者
 - ロ 各社員の表決権が平等であること。
 - ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録しきつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。
- 四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を

教化育成すること。

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
 - ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
 - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。
 - イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
 - ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政手の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- ハ 前条第二項の申請書を出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特

例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号口に掲げる基準を除く。)に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとしてすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの
(認定に関する意見聴取)

四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長(以下「国税庁長官

等」という。)

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同

項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号口、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び

第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）
第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届

け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提

出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であつて新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増

進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

（特例認定の基準）

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（特例認定の失効）

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利

活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業

務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められこととなった場合において、当該事項に關し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に關する検査については適用しな

い。

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。
(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を探るべき旨の勧告をすることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を探るべき旨の勧告をすることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を探らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を探るべきことを命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しく

は第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聞くことができる。

一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四

項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるとときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係者が採るべき措置について、必要な要請をす

ることができる。

（所轄庁への指示）

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るために必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三

十三条の規定を除く。) の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雜則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の

適用)

第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるの

は、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を探らなかった者

二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を探らなかった者

七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場

合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項

の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 國際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（書類の提出に関する経過措置）

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第五条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三を削る。

別表の十二の三の項を削る。

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた認証の申請があった場合における前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

附 則

（令和二年一二月九日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようとするため、必要な措置を講ずるものとする。



「N P O法の運用方針」について

平成 15 年 3 月 25 日

(平成 15 年 12 月 18 日改定)

内閣府国民生活局

(趣旨)

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」(法第1条)することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行された。NPO法は、特定非営利活動法人(NPO法人)の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点が大きな特徴となっている。

こうした中で、現在多くのNPO法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

一方、NPO法上、所轄庁は申請が法定の認証基準に「適合すると認めるとき」(法第12条第1項)は認証しなければならないとされており、申請者自らが認証基準に適合していることを積極的に示さなければならないことが求められているが、これまでの申請の中には、法定の認証基準を満たしているかどうかについての判断が必ずしも容易でないものも少なくない。また、法人格取得の方法が簡便なNPO法人制度の濫用も懸念されるところである。このようなNPO法の理念を損なうような活動が現れてくると、健全な活動を行っている他のNPO法人に対する信頼にも悪影響を与えるおそれがある。

そこで、内閣府としては、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」するため、NPO法の立法趣旨・理念に則した運用を明らかにすることとした。具体的には、①法定要件のうち、「主たる目的性」及び「非営利性」への適合性について、必要不可欠な最低限の運用上の判断基準を明確化し、より一層透明性の確保を図るとともに、②NPO法人の説明責任と市民による選択・監視機能の一層の発揮を図るため、NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請することを軸に据えた運用を認証及び監督の両段階において一貫して行う。

1. 「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性の一層の明確化

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（法第2条第2項）とすること、「営利を目的としないものであること」（法第2条第2項第1号）という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を明確にし、より一層透明性を確保するため、以下のものを運用上の判断基準とする。

また、NPO法人は、設立後においても当然に認証基準を満たしている必要がある。ただし、法第41条第1項に基づく報告徴収・立入検査（以下「報告徴収等」という。）の対象となり得る監督関係の運用上の判断基準については、一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさない事業年度がやむなく生じる場合も考慮することとする。

（1）定款記載事項

＜運用上の判断基準＞

○認証基準

法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

＜説明＞

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査において最も重要な文書である。NPO法では、法第11条第1項に「目的」（同項第1号）、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」（同項第3号）、「その他の事業を行う場合には、その種類その他該その他の事業に関する事項」（同項第11号）等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

（2）特定非営利活動に係る事業

＜運用上の判断基準＞

○認証基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

○報告徴収等の対象となり得る監督基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

＜説明＞

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事

業」という。」を行うことが認められている。しかし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模（事業費及び管理費）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

（3）その他の事業

1) 経営

＜運用上の判断基準＞

○認証基準

その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度とともに赤字計上されていないこと。

○報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。

＜説明＞

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、「その他の事業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。事業計画上、赤字計上されているその他の事業については、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

2) 収益

＜運用上の判断基準＞

○認証基準

その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度とともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

○報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。

＜説明＞

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」（法第5条第1項）とされている。したがって、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

(4) 管理運営

<運用上の判断基準>

○認証基準

管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

○報告徴収等の対象となり得る監督基準

管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。また、「営利を目的としない」（法第2条第2項第1号）法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員の報酬、職員の人工費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。したがって、少なくとも管理費の支出規模（管理費の合計）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

※ 管理費

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人工費、交通費等が挙げられる。なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

※ 事業費

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「○○事業費」（注…当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。

(5) その他の認証事務の運用について

定款変更に関する認証の申請においては、申請に係る変更箇所のみを確認し、それ以外の箇所の確認は行わないものとする。なお、この場合、仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に変更がなされていたとしても、これに認証の効力が及ぶものではないので、申請に遺漏のないよう注意が必要である。

2. 「市民への説明要請」の実施

(1) 基本的な考え方

NPO法は、NPO法人について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」としている。ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されている。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望ましい。これにより、市民にとって、当該NPO法人について有益な活動を行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるという機会が提供されることとなる。また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられる。このような市民社会の実現に向けて、行政としても、こうした市民による選択・監視機能が一層發揮されるための環境を整備していくことが重要である。

ところで、近時、市民から所轄庁に対して、認証申請者やNPO法人に関し、その活動を懸念する様々な情報が提供されることがある。また、NPO法人からの事業報告書等の不提出や設立認証後の登記未了などの不備等も散見される。このような場合、上述した環境整備の重要性に鑑みれば、所轄庁としても、提供を受けた情報や不提出等の事実に基づいて、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壤を創ることが適当である。

そこで、上述のように市民から情報提供がなされた場合や事業報告書等の不提出等の場合、所轄庁として、当該NPO法人に対し、下記（2）のとおりNPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する（以下「市民への説明要請」という。）こととする。そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点をも加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による説明の内容につき、基本的にすべて公開する。

(2) 具体的な内容

1) 「市民への説明要請」を実施する場合

○ 認証及び監督の各段階における「市民への説明要請」の実施

「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかつたということだけで不利益に取り扱われるものではない。但し、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられる。

このため、認証段階では、市民からの情報提供等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合に実施することとする。

また、監督段階では、報告徴収・立入検査（法第41条第1項）、改善命令（法第42条）の対象となり得る要件が認められた場合に限って実施することとする。

なお、定款変更の認証に関し、法第25条第5項は、法第12条に定める設立の認証基準を

準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解される。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証におけると同様に「市民への説明要請」を実施することとする。

○事業報告書等が提出されていない場合等における「市民への説明要請」の実施

事業報告書等の全部又は一部が提出されていなかったり、不完全な書類しか提出されていなかった場合、「市民への説明要請」を実施する。

また、設立の認証後、登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書が提出されていない場合、「市民への説明要請」を実施する。

2) 「市民への説明要請」の内容

NPO法人に対しては、概ね以下の事項につき市民に対する説明を自主的に実施するとともに、実施された説明内容（対外的に公表されたもの）を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付するよう文書をもって要請することとする。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁として、取扱いに十分配慮すべきことはいうまでもない。

○ 提供された情報内容等に関する事実関係

○ 認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項

監督段階においては、報告徴収・立入検査、改善命令の対象とならないことを示す事項

なお、事業報告書等が提出されていない場合及び設立の認証後登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書が提出されていない場合には、提出されていない理由及び今後の提出の予定等に関し説明を要請することとする。

3) 「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該NPO法人の検討に委ねられるものである。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮する。

なお、内閣府では、現在、説明要請を行ったNPO法人が、インターネットを利用して説明したい内容を書き込むことができる掲示板機能の構築に取り組んでいる。

(例)

- ・申請者の住居所や当該NPO法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・当該NPO法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられる。）

4) 監督における「市民への説明要請」の活用

監督を行う際にも、上述した市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壤を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を活用すること

とする。

具体的には、N P O 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができる（法第 41 条第 1 項）。その報告の内容に関し、当該N P O 法人に対し「市民への説明要請」を行うこととする。

また、N P O 法人が法第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができる（法第 42 条）。それを行う際には、所轄庁は、当該N P O 法人に対し是正措置を採ることを命じるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うこととする。



○組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

最終改正：令和二年一一月二〇日政令第三二七号

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その

期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記し

なければならない。

- 2** 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。
- 3** 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存

続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

- 2** 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十三条において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第十三条及び第二十一条の二において「吸收分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
 - 二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合　合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内
 - 三 分割により設立する組合等が分割に際して従たる事務所を設けた場合　分割の認可その他分割に必要な手續が終了した日から三週間以内
 - 四 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内
- 2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。
- 一 名称
 - 二 主たる事務所の所在場所
 - 三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の

管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第十三条 第八条、第八条の二及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併（承継を含む。次条第二項及び第三項並びに第二十条において同じ。）後存続する組合等、分割をする組合等又は吸収分割承継組合等についての変更の登記は、第十一條第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときには、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 一 組合等の設立の無効の訴え
- 二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え
- 三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え
- 2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。
- 4 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届

出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

- 5 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二條第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二條第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び

催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

- ③ 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらのことによる公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（代理人の登記の申請）

- 第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。
- ② 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

③ 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

（解散の登記の申請）

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

（継続の登記の申請）

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による変更の登記の申請）

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

② 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

③ 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合

には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれら的方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これら的方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前

条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれら的方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これら的方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二十三条 清算結了の登記の申請書には、清算が終したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五条）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二

条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条及び第一百三十二条から第百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と、同法第七十九条中「吸收合併による」とあるのは「吸收合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸收合併により」とあるのは「吸收合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸收合併後」とあるのは「吸收合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸收合併に」とあるのは「吸收合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

（特則）

第二十六条 （略）

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

【参考】 商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）

（抄）

（第十九条）

官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

【参考文献】

堀田力・雨宮孝子編「NPO法コンメンタールー特定非営利活動促進法の逐条解説」
内閣府「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き」
東京都「特定非営利活動法人ガイドブック（本編）」
ひょうご中間支援団体ネットワーク・兵庫県・神戸市「NPO法人の設立・運営の手引」
福岡市「特定非営利活動法人の手引き」
NPO法人会計基準協議会「NPO法人会計基準〔完全収録版〕」

NPO法人諸手続のガイドブック 島根県

平成31年（2019年）4月発行

令和3年（2021年）6月改訂

発行者 島根県

環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-22-5096、6099

FAX 0852-22-5636

NPO法人の手続の窓口一覧（所轄庁一覧）

（1）以下の1市町の区域内のみに事務所がある場合（所轄庁：市町村）

所轄庁	受付窓口	電話番号
松江市	市民生活相談課	0852-55-5169
浜田市	地域活動支援課	0855-25-9201
出雲市	市民活動支援課	0853-21-6528
益田市	連携のまちづくり推進課	0856-31-0600
大田市	まちづくり定住課	0854-83-8031
安来市	地域振興課	0854-23-3067
江津市	政策企画課	0855-52-7925
雲南市	地域振興課	0854-40-1013
飯南町	地域振興課	0854-76-2864
川本町	まちづくり推進課	0855-72-0634
美郷町	美郷暮らし推進課	0855-75-1212
邑南町	地域みらい課	0855-95-1117
津和野町	つわの暮らし推進課	0856-74-0092
海士町	総務課	08514-2-0113
西ノ島町	総務課	08514-6-0101
知夫村	総務課	08514-8-2211
隠岐の島町	地域振興課	08512-2-8570

（2）以下のいずれかに該当する場合（所轄庁：県）

- ・主たる事務所がある町村…奥出雲町、吉賀町
- ・主たる事務所が島根県内の市町村にあって、その他の事務所が複数の市町村又は他都道府県にある

所轄庁	受付窓口	電話番号
島根県	環境生活総務課 NPO活動推進室	0852-22-5096

※認定（特例認定）NPO法人については、島根県NPO活動推進室にご連絡ください。